

第2次日光市人権施策推進基本計画

平成 30 年 3 月

日 光 市

日光市人権施策推進基本計画 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の期間.....	3
第2章 人権施策の現状と課題	4
1 統計からみた現状.....	4
2 日光市人権に関する実態調査結果の概要.....	5
3 団体ヒアリングからみた現状.....	17
4 分野別の施策の現状と課題.....	25
(1) 女 性.....	25
(2) 子 ど も.....	30
(3) 高 齢 者.....	34
(4) 障がい者.....	38
(5) 同和問題.....	41
(6) 外 国 人.....	42
(7) HIV感染者・ハンセン病患者.....	44
(8) 犯罪被害者とその家族.....	45
(9) インターネットによる人権侵害.....	46
(10) 災害に伴う人権問題.....	48
(11) その他の人権問題.....	49
第3章 計画の基本理念	52
1 計画の基本理念.....	52
2 計画の基本方針及び課題別の分野.....	52
3 施策の体系.....	54
第4章 分野別人権施策の推進	56
1 女 性.....	56
2 子 ど も.....	59
3 高 齢 者.....	67
4 障がい者.....	73
5 同和問題.....	78
6 外 国 人.....	79
7 HIV感染者・ハンセン病患者.....	83
8 犯罪被害者とその家族.....	84
9 インターネットによる人権侵害.....	85
10 災害に伴う人権問題.....	86
11 その他の人権問題.....	87

第5章 計画の推進	88
1 計画の推進体制	88
2 国、県、関係機関団体、企業等との連携	88
3 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進	89
4 特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発	90
参考資料	91

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国際的及び国の主な取り組み

一人ひとりの人権が尊重され、平和で豊かな生活を営むことは全ての人の願いです。

国際連合（以下「国連」という。）では、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて、人権に関する数多くの活動が展開されてきました。

平成 6（1994）年 12 月の第 49 回総会では、世界平和と秩序のキーワードは「人権」であるとして、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までを「人権教育のための国連 10 年」と定め、各国における国内行動計画の策定や、実効ある人権教育の実施を求めました。

我が国においては、平成 8（1996）年 12 月に、「人権擁護施策推進法」が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置付けています。

「人権教育のための国連 10 年」に関する取り組みは、平成 9（1997）年 7 月に「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」が策定され、憲法に定める基本的人権の尊重および人権という普遍的文化の構築を目的に、あらゆる場での人権教育の推進を目標としました。

その中で、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者・ハンセン病患者、刑期を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととしました。

実効ある人権教育の実施については、平成 12（2000）年 12 月に人権教育及び人権啓発に関する施策の推進における、国、地方公共団体及び国民の責務を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）が制定・施行されました。平成 14（2002）年 3 月には、同法に基づいた、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権尊重の社会の実現に向けた人権教育・人権啓発施策が推進されています。

最近の動向としては、平成 25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」が、施行され、平成 26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「子どもの貧困対策法」という。）が施行されました。

平成 28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消法」という。）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されるなど、さまざまな人権問題に関わる新しい制度や枠組みの整備が進んでいます。

（２）栃木県の動向

栃木県は、一人ひとりの基本的人権を尊重し、明るく幸せな社会づくりを目指して、国の国内行動計画の趣旨を踏まえるとともに、「人権教育・啓発推進法」に基づいて、平成 13（2001）年 3 月に「栃木県人権教育・啓発推進行動計画」を策定しました。

さらに、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」期限後の同和行政のあり方について、調査審議を行っていた栃木県同和対策審議会から、平成 13（2001）年 10 月に「人権をめぐる世界的な動き、さらには、人権教育・啓発推進法の成立等を考慮すれば、人権条例制定については是認できる。」との提言がなされ、平成 15（2003）年にすべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりを目指した「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を策定しました。

この条例により、平成 17（2005）年 3 月に人権尊重の社会づくりに関する基本理念や県民の責務を明らかにし、県の人権施策の基本方針が定められた「栃木県人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を策定し、この基本方針の規定に基づく「栃木県人権施策推進基本計画」を平成 18（2006）年 3 月に、その次期計画となる「栃木県人権施策推進基本計画（改定版）」を平成 23（2011）年 3 月に策定しました。

さらに平成 28（2016）年 3 月には、その成果と課題を踏まえて新たな「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」を策定しました。

2 計画策定の趣旨

日光市は、平成 20（2008）年 3 月に「日光市人権教育・人権啓発推進総合計画」を策定、平成 25（2013）年 4 月に「日光市人権尊重の社会づくり条例」を施行するとともに、「日光市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」を策定しました。平成 26（2014）年 3 月には、この基本方針に基づく「日光市人権施策推進基本計画」を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。

この間、市民の人権尊重の意識は高まりを見せ、ソーシャルインクルージョンとノーマライゼーションの精神は市民生活に浸透しつつあります。

しかし、依然として児童虐待や、配偶者からの暴力など、生命や身体の安全にかかわる重大な事件や、偏見からくる不当な差別などの人権問題が発生しています。また、国際化、少子高齢化、情報化などに伴い、新たな人権問題が顕在化するとともに、個々の人権問題も複雑化・多様化しています。

このような中、不当な差別や虐待などの人権侵害が行われることなく、一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため、平成 29（2017）年度をもって推進期間が終了する「日光市人権施策推進基本計画」を引き継ぎ、その成果と課題や、国や県の動向を踏まえ、新たな「第 2 次日光市人権施策推進基本計画」を策定するものです。

当計画は、現行計画の施策の方向や各事業への反映状況、また、現状及び課題等を明らかにするため、関係団体や関係事業所等への調査を実施し、平成30（2018）年度からの具体的な取組の検討を行います。

また、平成25（2013）年4月施行の「日光市人権尊重の社会づくり条例」及び「日光市子どもの権利に関する条例」、さらに、平成28（2016）年に策定した「男女共同参画プラン日光（第2期計画）」等関連する各種条例・計画等との整合を図り、今後の社会情勢や、国及び県の施策動向に対応しながら、これまでの取組を引き継ぎ、発展させる新たな「第2次日光市人権施策基本計画」を策定します。

3 計画の位置付け

- ①「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づく計画です。
- ②「日光市人権尊重の社会づくり条例」に基づく「日光市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」に定めた施策を具現化するための計画です。
- ③「第2次日光市総合計画前期基本計画」との整合を図り、今後の人権施策の基本的な方向を示すものです。
- ④平成26（2014）年3月策定の「日光市人権施策推進基本計画」の次期計画として位置付けるものです。

4 計画の期間

第2次日光市人権施策推進基本計画の計画期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とします。なお、国や県の取組や社会状況の変化により見直しの必要が生じた場合は、随時見直すこととします。

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
日光市	日光市総合計画後期基本計画			第2次日光市総合計画前期基本計画					第2次日光市総合計画後期基本計画	
	日光市人権施策推進基本計画					第2次日光市人権施策推進基本計画				
栃木県	栃木県人権施策推進基本計画 (改訂版)			栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)						

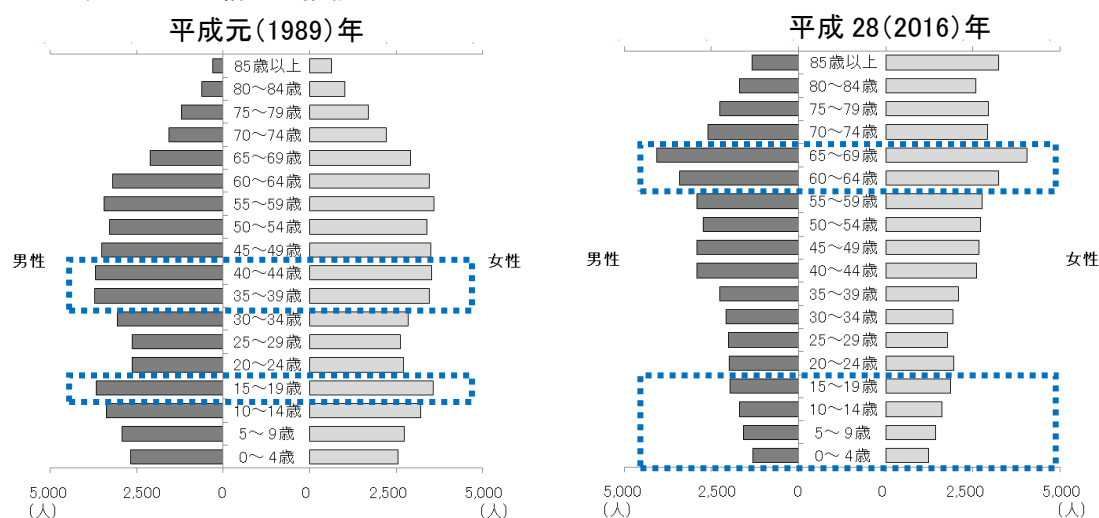
第2章 人権施策の現状と課題

1 統計からみた現状

(1) 人口構成の状況

人口構成の状況をみると、平成元（1989）年では、人口の中で30代後半から40代前半、10代後半が男女とも最も多くなっていますが、平成28（2016）年では、60代が最も多く、一方、0～19歳は減少しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

■ 図表1：人口構成の推移

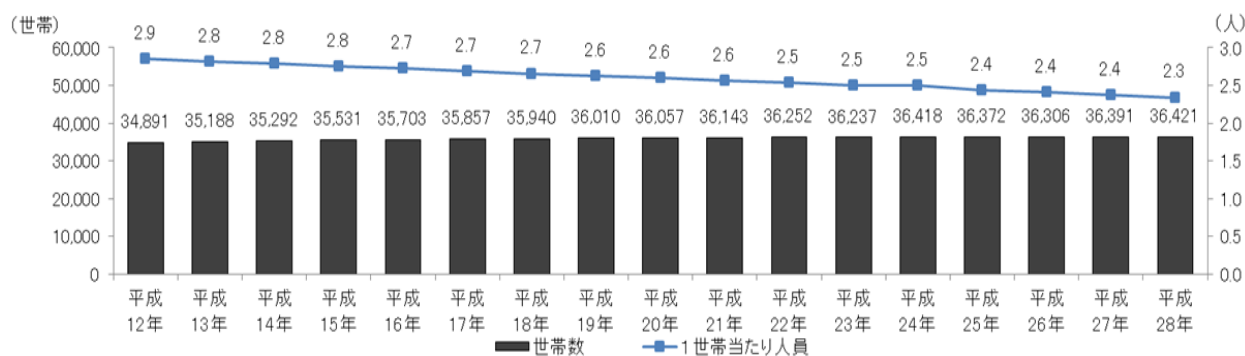


（資料）栃木県年齢別人口調査結果（各年10月1日現在）
平成元年分は、旧今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村の合算値

(2) 世帯数等の状況

総世帯数は平成12（2000）年以降、微増傾向にありますが、1世帯あたり人員は3人を下回りながら緩やかに減少し、平成28（2016）年では2.3人となっており、核家族化の進行がうかがえます。

■ 図表2：総世帯数及び世帯人員の推移



（資料）栃木県市町村別 住民基本台帳人口・世帯数 各年9月末日

2 日光市人権に関する実態調査結果の概要

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

「第2次日光市人権施策推進基本計画」の策定において基礎資料とするとともに、人権尊重についての啓発を図るため、アンケート調査を実施しました。

② 調査仕様

市内で子どもの健全育成、医療、福祉、まちづくり等の分野で活動するNPO法人や各種活動団体と、市内の製造業、サービス業、建設業、卸売・小売業等の分野別無作為抽出による事業所を対象に実施しました。

	(1) 団 体	(2) 事 業 所
調査対象	市内で活動する各種団体	市内の事業所
対象者数	100 件	100 件
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
調査期間	平成29年6月1日 ～ 6月30日	

③ 回収結果

	(1) 団 体	(2) 事 業 所	合 計
配 布 数	100 件	100 件	200 件
回 収 数	81(79) 件	57(54) 件	138(133) 件
回 収 率	81.0(79.0) %	57.0(54.0) %	69.0(66.5) %

* () 内の数値は平成24年度調査時の順位

④ 調査結果の見方

- 回答比率は百分率(%)で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、集計結果の合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、判別困難か、または回答がされていないものです。

(2) 調査結果の概要

【 団体調査 】

① 回答のあった団体の活動分野（上位 10 回答）

回答のあった団体の活動分野については、「子どもの健全育成」(66.7%)が最も多く、次いで「保健・医療・福祉の増進」(43.2%)、「地域安全活動」(34.6%)、「人権の擁護・平和の推進」(33.3%)、「まちづくりの推進」(29.6%)の順になっています。

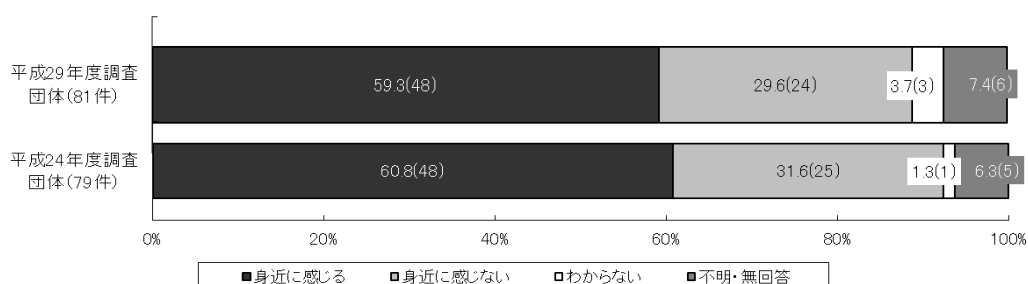
■ 図表3：回答のあった団体の活動分野

団体の活動分野		
	団体(81件)	回答件数
子どもの健全育成	66.7%	54
保健・医療・福祉の増進	43.2%	35
地域安全活動	34.6%	28
人権の擁護・平和の推進	33.3%	27
まちづくりの推進	29.6%	24
社会教育の推進	25.9%	21
男女共同参画社会促進	21.0%	17
災害救援活動	17.3%	14
その他	16.0%	13
これらの団体の運営または活動に関する連絡・助言・援助	13.6%	11

② 日頃の活動の中で人権問題を感じるか（単数回答）

日頃の活動の中で人権問題を感じるかについては、「身近に感じる」(59.3%、前回比-1.5%)が最も多く、次いで、「身近に感じない」(29.6%、前回比-2.0%)、「わからない」(3.7%、前回比+2.0%)の順になっています。

■ 図表4：日頃の活動の中で人権問題について



【 事業所調査 】

③ 回答のあった事業所の業種

回答のあった事業所の業種については、「製造業」（36.8％）が最も多く、次いで「卸売・小売業」（15.8％）、「サービス業」（12.3％）、「情報通信・運輸業」（8.8％）、の順になっています。

■ 図表5：回答のあった事業所の業種

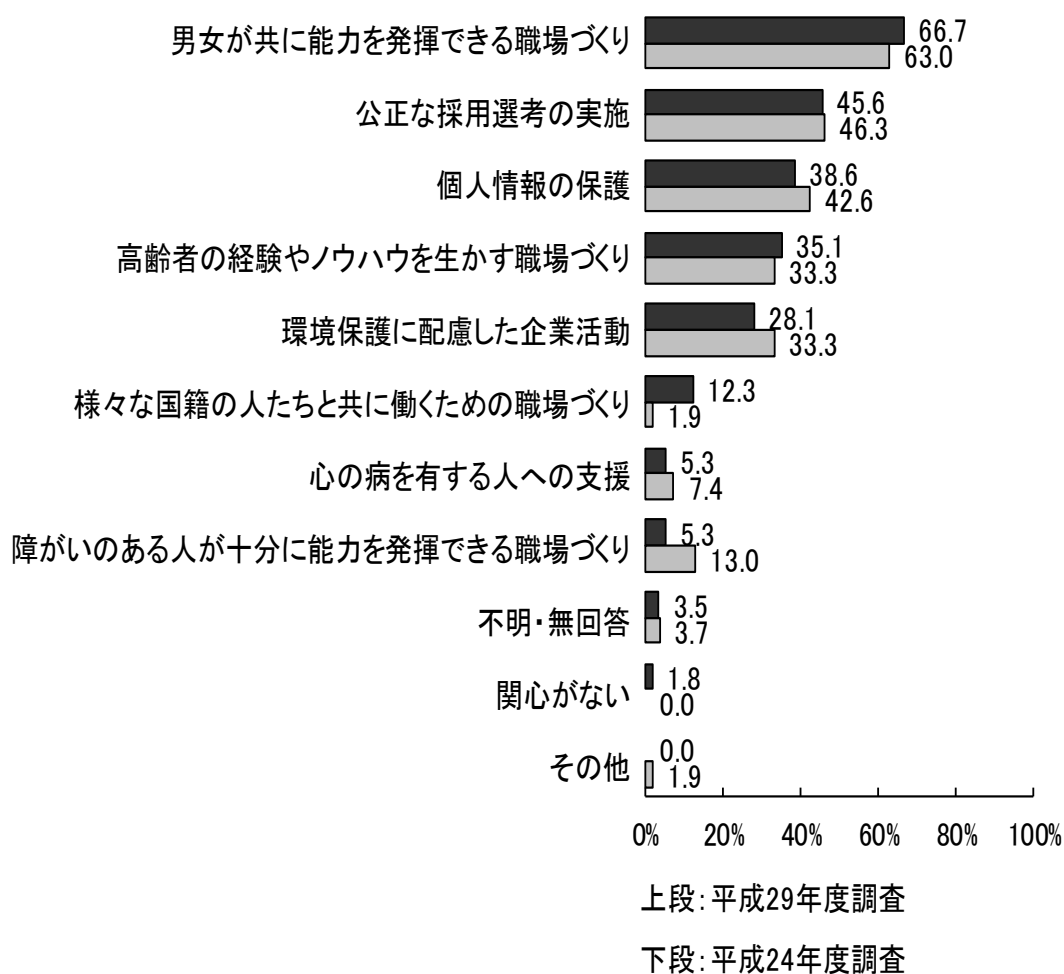
事業所の業種		
事業所の業種	事業所(57件)	回答件数
製造業	36.8%	21
卸売・小売業	15.8%	9
サービス業	12.3%	7
情報通信・運輸業	8.8%	5
その他	7.0%	4
金融・保険業	5.3%	3
医療・福祉業	5.3%	3
飲食店・宿泊業	3.5%	2
建設業	1.8%	1
電気・ガス・熱供給業	1.8%	1
不動産業	0.0%	0
無回答	1.8%	1

④ 人権に関する事柄で特に関心があること（複数回答）

人権に関する事柄で特に関心があることについては、「男女が共に能力を発揮できる職場づくり」（66.7%、前回比+3.7%）が最も多く、次いで「公正な採用選考の実施」（45.6%、前回比－0.7%）、「個人情報の保護」（38.6%、前回比－4.0%）の順になっています。

前回の調査と比較すると「様々な国籍の人たちとの共に働く職場づくり」が10.4%の増であるのに対し、「心の病を有する人への支援」が2.1%の減、「障害のある人が十分に能力を発揮できる職場づくり」が7.7%の減となっています。

■ 図表6：人権に関する事柄で特に関心があること

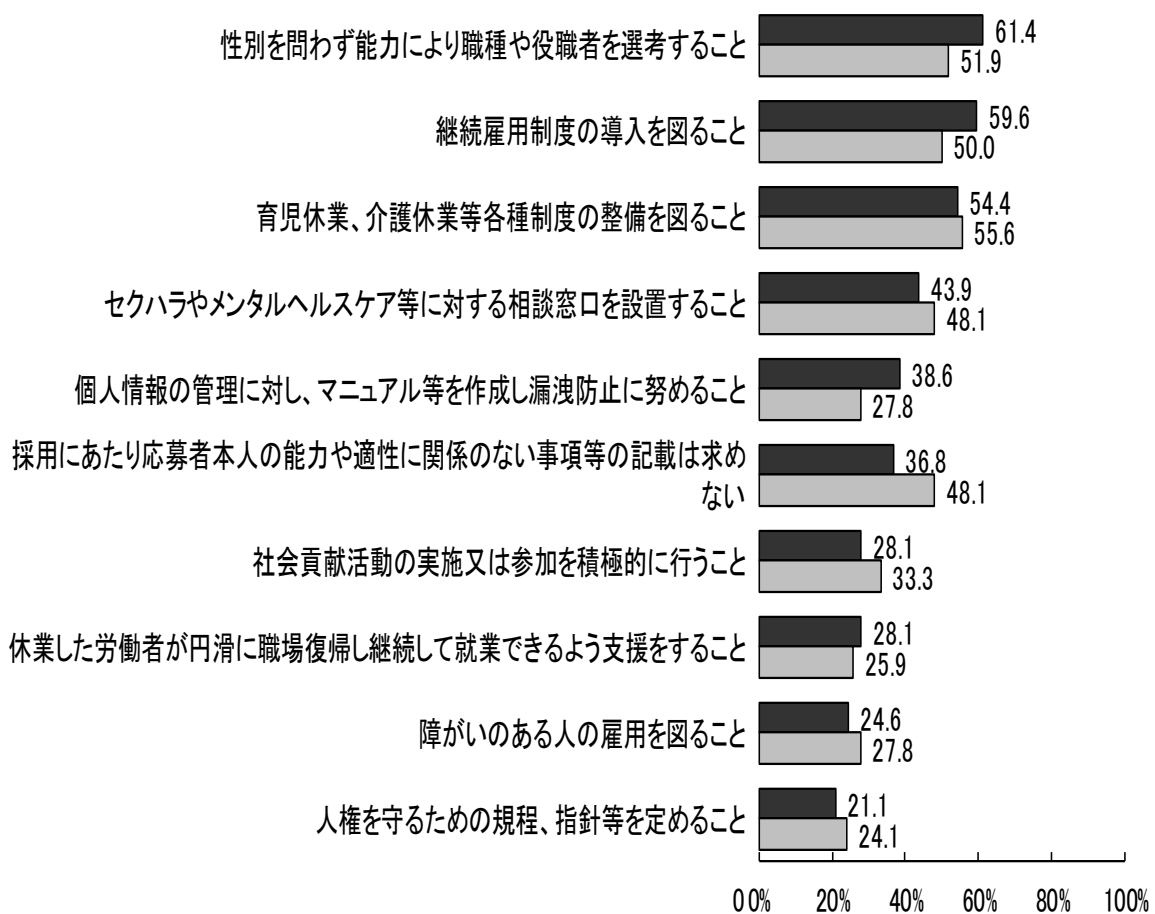


⑤ 事業所において、人権に関する取り組み【上位 10 回答】（複数回答）

事業所において、人権に関して取り組んでいることについては、「性別を問わず能力により職種や役職者を選考すること」（61.4%、前回比+9.5%）と最も多く、次いで、「継続雇用制度の導入を図ること」（59.6%、前回比+9.6%）、「育児休業、介護休業等各種制度の整備を図ること」（54.4%、前回比-1.2%）の順になっています。

前回の調査では、「育児休業、介護休業等各種制度の整備を図ること」が最も多い回答でしたが、今回の調査では3番目の順位となっています。

■ 図表7：事業所における、人権に関する取り組み



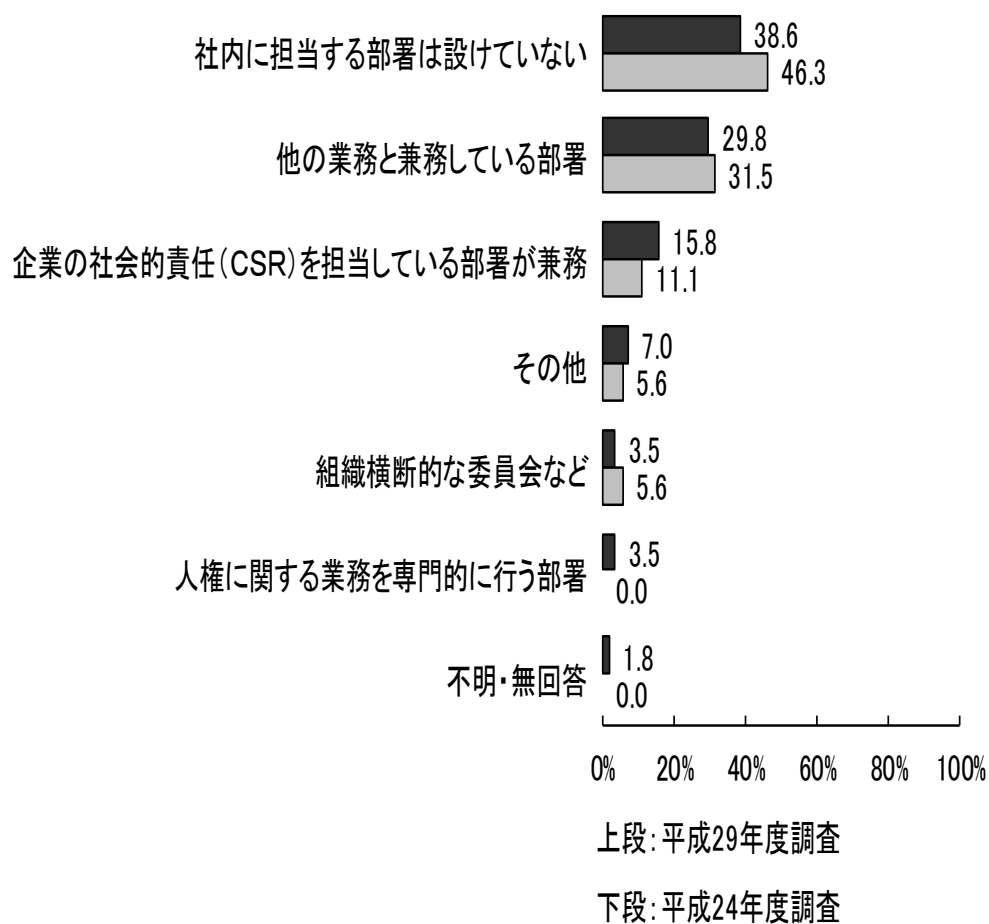
上段：平成29年度調査

下段：平成24年度調査

⑥ 人権に関する取り組みを行っている主な部署（単数回答）

人権に関する取り組みを行っている主な部署については、「社内に担当する部署は設けていない」（38.6%、前回比-7.7%）が最も多く、次いで「他の業務と兼務している部署」（29.8%、前回比-1.7%）、「企業の社会的責任（CSR）を担当している部署が兼務」（15.8%、前回比+4.7%）の順になっています。

■ 図表8：人権に関する取り組みを行っている主な部署

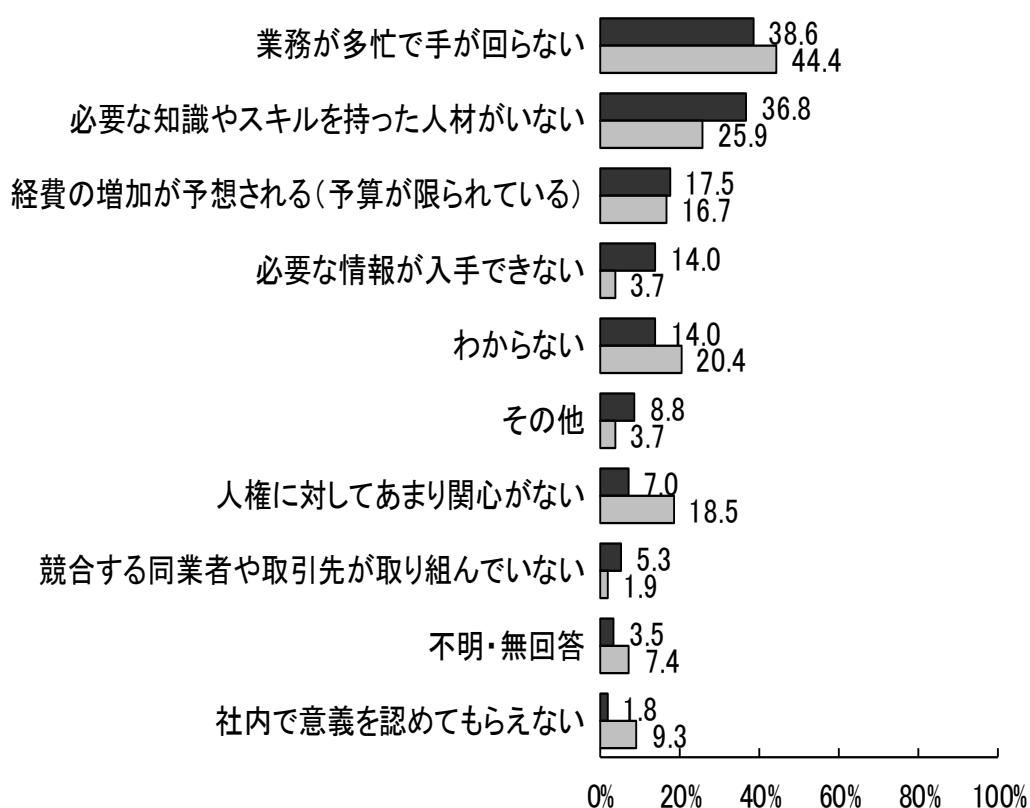


⑦ 人権に関する取り組みをすすめるうえでの問題点（複数回答）

人権に関する取り組みをすすめるうえでの問題点については、「業務が多忙で手が回らない」（38.6%、前回比-5.8%）が最も多く、次いで、「必要な知識やスキルを持った人材がいない」（36.8%、前回比+10.9%）、「経費の増加が予想される（予算が限られている）」（17.5%、前回比+0.8%）、「必要な情報が入手できない」（14.0%、前回比+10.3%）の順になっています。

前回の調査と比較すると、「人権に対してあまり関心がない」が11.5%の減となっています。

■ 図表9：人権に関する取り組みをすすめるうえでの問題点



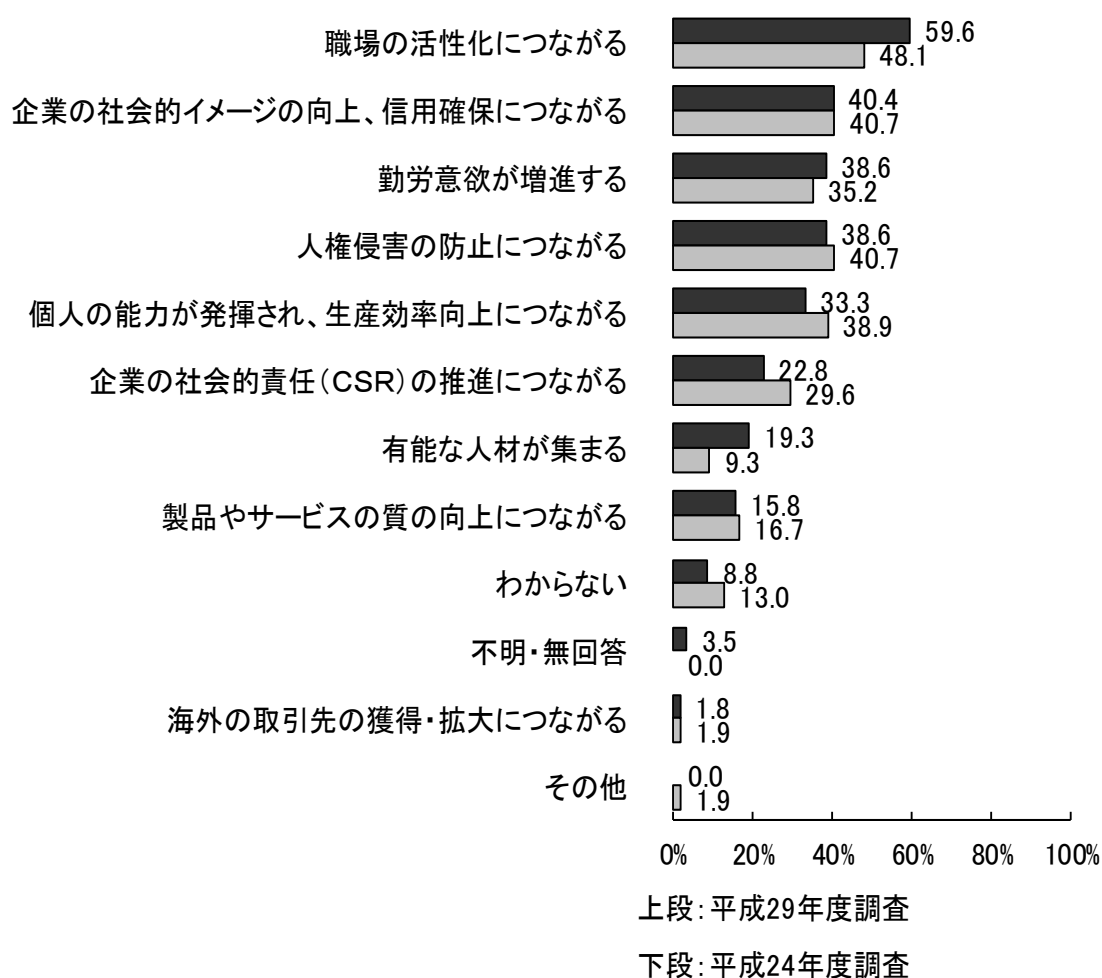
上段：平成29年度調査

下段：平成24年度調査

⑧ 人権に関する取り組みを行い、社内での人権意識が高まることで生じる効果について (複数回答)

人権に関する取り組みを行い、社内での人権意識が高まることで生じる効果については、「職場の活性化につながる」(59.6%、前回比+11.5%)が最も多く、次いで「企業の社会的イメージの向上、信用確保につながる」(40.4%、前回比-0.3%)、「勤労意欲が増進する」(38.6%、前回比+3.4%)並びに「人権侵害の防止につながる」(38.6%、前回比-2.1%)の順になっています。

■ 図表 10 : 人権に関する取り組みを行い、社内での人権意識が高まることで生じる効果について



【 共通設問 】

⑨「人権」から連想する言葉（複数回答）

「人権」から連想する言葉については、上位 10 回答を見ると、団体、事業所ともに「平等」がそれぞれ最も多くなっています。また、団体について 2 位以降は、「差別」（49.4%）、「尊厳」（40.7%）、「自由」（32.1%）、「虐待」（25.9%）の順になっています。

事業所についての 2 位以降は「公正」（43.9%）、「差別」（38.6%）、「自由」（33.3%）、「尊厳」（29.8%）の順になっています。

■ 図表 11 : 「人権」から連想する言葉

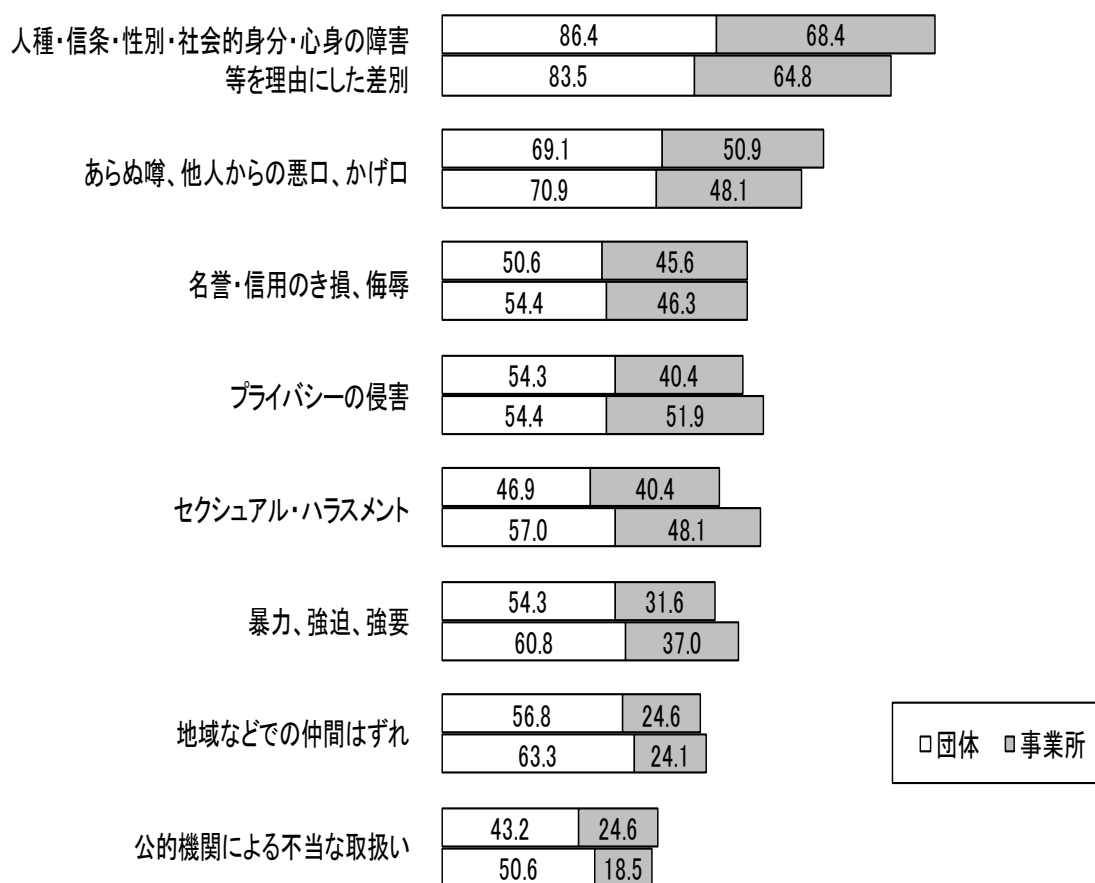
	「人権」から連想する言葉(上位10回答)					
	団体(81)			事業所(57)		
1位	平等	72.8%	(1)	平等	75.4%	(1)
2位	差別	49.4%	(4)	公正	43.9%	(3)
3位	尊厳	40.7%	(3)	差別	38.6%	(2)
4位	自由	32.1%	(2)	自由	33.3%	(4)
5位	虐待	25.9%	(7)	尊厳	29.8%	(5)
6位	公正	21.0%	(6)	共生	10.5%	(10)
7位	格差	16.0%	(10)	格差	10.5%	(6)
8位	自立	13.6%	(8)	抑圧	8.8%	(7)
9位	共生	12.3%	(5)	友愛	5.3%	(-)
10位	暴力	9.9%	(-)	自立	3.5%	(4)

* ()内の数値は平成24年度調査時の順位

⑩ 人権上問題があると思うもの（複数回答）

人権上問題があると思うものについては、団体・事業所の合計として「人種・信条・性別・社会的身分・心身の障害等を理由にした差別」が最も多く、次に「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」、「名誉・信用のき損、屈辱」、「プライバシーの侵害」、「セクシュアル・ハラスメント」、「暴力、脅迫、強要」、「地域などでの仲間はずれ」、「公的機関による不当な取扱い」の順になっています。

■ 図表 12：人権上問題があると思うもの



上段：平成29年度調査

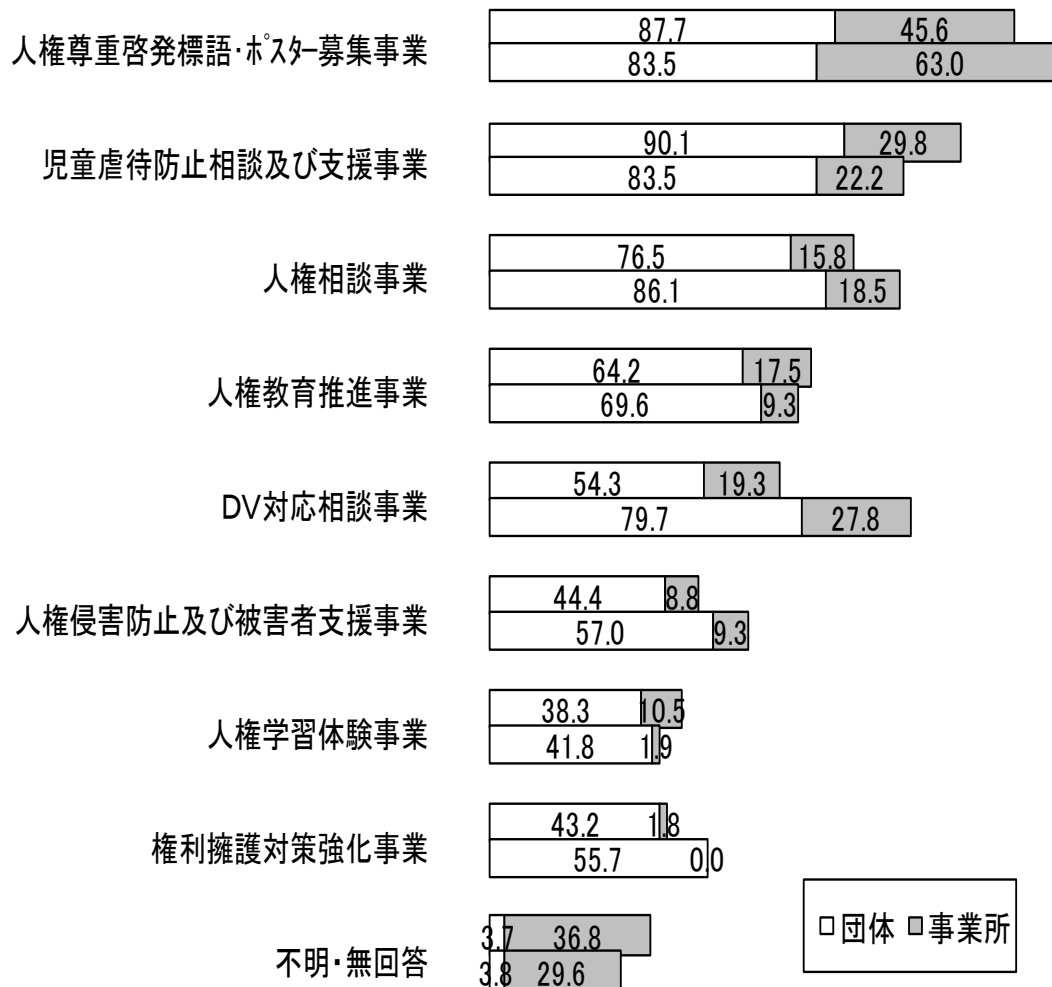
下段：平成24年度調査

⑪ 日光市の人権に関する事業の認知度（複数回答）

日光市の人権に関する事業の認知度については、団体、事業所の合計として「人権尊重啓発標語・ポスター募集事業」「児童虐待防止相談及び支援事業」、「人権相談事業」の順になっています。

特に団体での「児童虐待防止相談及び支援事業」の認知度は9割を超えています。

■ 図表 13：日光市の人権に関する事業の認知度



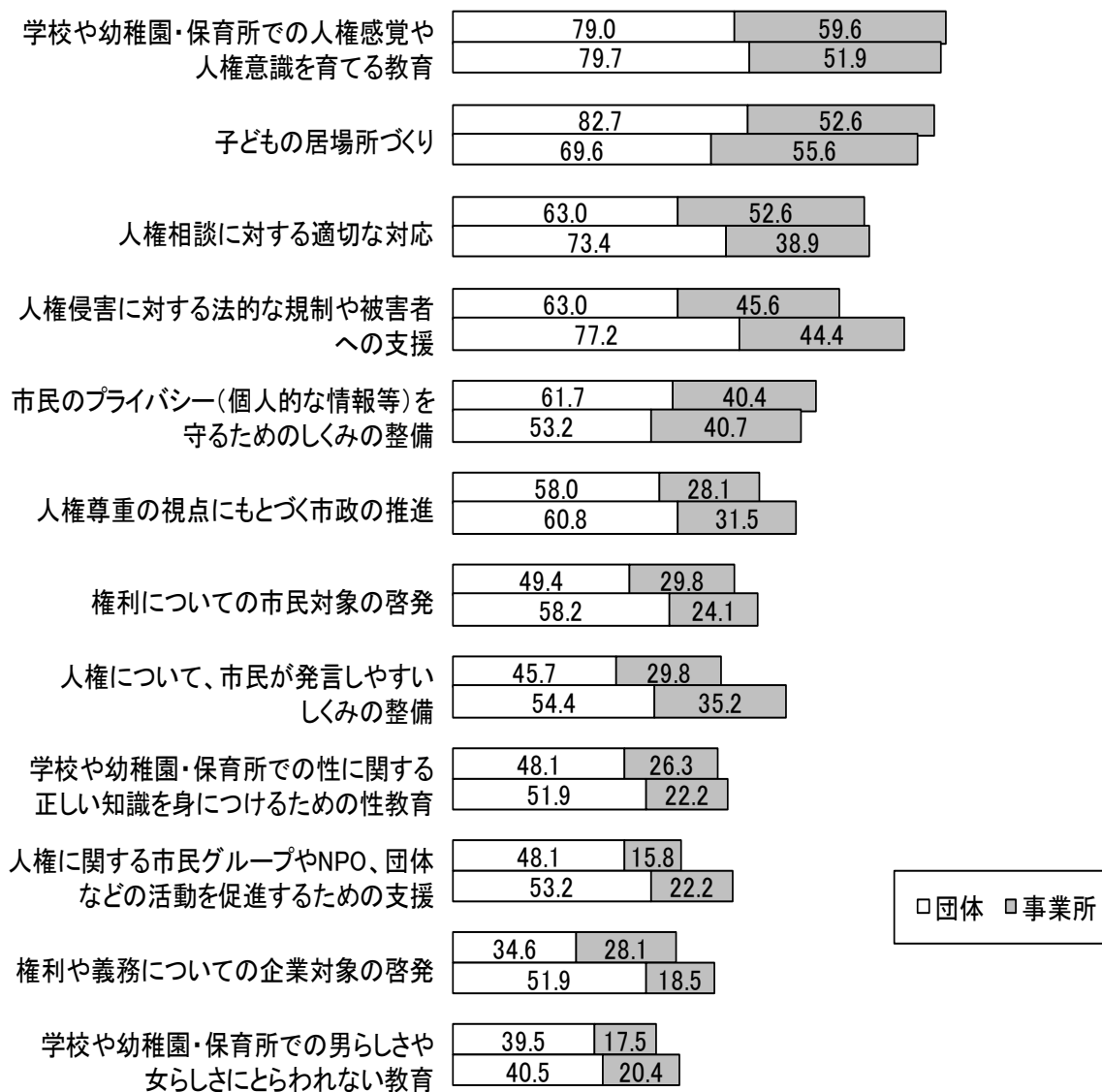
上段：平成29年度調査

下段：平成24年度調査

⑫ 日光市が今後行う人権に関する施策で重要と感ずるもの（複数回答）

今後行う人権に関する施策で重要と感ずるものについては、団体、事業所の合計として「学校や幼稚園・保育所での人権感覚や人権意識を育てる教育」、「子どもの居場所づくり」、「人権相談に対する適切な対応」、「人権侵害に対する法的な規制や被害者への支援」の順となっています。

■ 図表 14：日光市が今後行う人権に関する施策で重要と感ずるもの



上段：平成29年度調査

下段：平成24年度調査

3 団体ヒアリングからみた現状

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

女性・子ども・高齢者・障がいのある人の分野で活動している、NPO団体、福祉サービス事業所、相談機関等を対象に、人権問題に関する活動状況や課題等を把握することを目的に実施しました。

② 調査仕様

聞き取り対象	NPO団体、福祉サービス事業所、相談機関等
調査方法	訪問による聞き取り調査
調査期間	平成29年11月1日～11月8日

(2) 人権問題に関連する現状や対応

① 女 性

【男女共同参画意識について】

- 中高年の世代と比較すると、若い世代では夫婦で家事や育児を分担することが増えてきているようだが、多くの家庭では家事や育児にかける時間が男性より女性の方が長く、家庭での女性の負担が大きくなりがちで、未だに固定的な性別分担意識が根強いのではないかと感じる。
- 男性が家事や育児をできないと、妻の負担や不満が大きくなり家庭内の男女共同参画が進まない。子ども（息子）が大人になり家庭を持った時に妻と家事を分担できるようにと、日ごろから子ども（息子）に家事を教える母親が増えてきたと耳にするようになった。
- 昔は子どもを病院に連れていくのは女性ばかりだったが、今は子どもを連れて病院を受診する若い父親が増え、家庭の中の男女共同参画が進んできているのを感じる。
- 自治会など地域の会議などでは、昔は男性ばかりが出席していたが、最近は自治会によっては女性も出席することが増えてきたようで、少しずつ女性の参画が増えてきているように感じる。
- 会議の委員は昔は男性ばかりだったが、最近は女性になることが増えてきたようだ。女性に対する登用率の目標などが設定されるようになり、以前より女性の声を届けることができるようになりありがたいと思う。
- 昔は学校の校長や教頭は男性ばかりであったが、今は女性の校長や教頭が大変多くなったので、社会の中で男女共同参画が進んできた実感できるようになった。
- 学校教育の中では、男女平等の教育がなされているようだが、社会では昇給や昇任は男性が優先されるなど、今なお男女不平等が存在しているように感じる。
- 育児休業制度はあるが、女性は子どもができると仕事をやめることが多い。子どもがいても働きたい女性は多い。

【団体間等の連携体制について】

- 相談者は若年層から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたり、生活に関する相談や配偶者からのDVや児童虐待、経済的困窮等の複合的な問題となることもあり、様々な機関との連携体制が必要である。

【相談支援について】

- 日常生活に関する相談から、配偶者からのDVや児童虐待、経済的困窮等の相談に発展する場合もあり、きめ細やかな相談支援が必要である。
- 相談者の様々な問題に対し、よりよい相談支援を行うため、相談対応にかかる支援者においては、専門的な相談技術の向上を図る必要がある。
- 複合的な問題などすぐに解決の糸口が見つからない相談もあり、常に相談者に寄り添う姿勢が相談支援に求められる。

【DVについて】

- 配偶者や恋人など、親密な関係にある女性をコントロールするために暴力という手段を用いることが多い。
- 家庭内でのDV問題は表面化しにくいいため、パンフレットやチラシ等でDV防止の周知啓発をすることでDV等への気づきを促している。
- DVという言葉は認知されつつあるが、身体的暴力のみと誤解している人が多い。また、DVを受けながらもDVと認識していない場合もあり、正しいDVの知識の啓発や相談機関の周知をしていく必要がある。
- DVが子どもの心身に与える影響は深刻である。
- DV等の被害者には身内の支援が重要であるが、親族関係の希薄さや経済的な問題、DVへの理解不足等の理由で支援を頼めない人が多い。
- 高齢者夫婦の場合、長期間にわたりDVがおきているその行為がDVや虐待であるという認識が低く、相談に繋がりにくい。

② 子ども

【子育てについて】

- 子育ては、家庭の中だけではではなく、学校や地域社会全体で関わる必要がある。
- 子どもは、体験を通して学び、成長していくが、家庭の中での様々な問題（虐待、孤立、貧困など）が原因となり、経験する機会が奪われている子どもがいる。そのため、子どもに必要な体験ができる機会を多くすることが必要である。
- 親が地域社会に溶け込めないでいると、子どもも孤立してしまいがちである。地域社会の中で子どもは成長していくので、親も地域と関わっていくことが大切である。

【相談支援について】

- 相談したくても、一人で抱えてしまっている児童生徒が存在するはず。そのような声を出せない児童生徒の悩みを学校の中で拾い上げ、解決をめざす仕組みが必要である。
- 非行やいじめ、不登校、子どもの貧困などの相談について、教育分野での相談員や心理職等が様々ないるが、役割の認識不足、他との連携が難しいとの声がある。学校の中だけで解決することが困難な場合には、福祉との連携が必要であるためスクールソーシャルワーカーを配置する市もあるが、家庭児童相談室、ひきこもりセンター、生活困窮者自立支援事業等、様々な機関を活用し必要な相談ができるよう、より充実した体制づくりが必要である。
- 親と子の様子を見てみると、親の育児力が低下しているように感じられる。
- 子どもへの相談・支援だけでなく、保護者に相談・支援するケースが増えている。
- 虐待に関する相談は、周辺の人や関係機関からが大半となっている。
- 子どもの頃からの不登校やひきこもりがあると、社会からの孤立を助長しかねない。学校の所属が無くなる段階で、支援者から離れてしまう。必要な教育や就労、通所できる場所等、青年期から成人期になっても社会から孤立させない体制づくりが必要である。

【虐待について】

- 虐待をしてしまっている親の生育歴を調査すると、子どもの頃に同じように虐待を受けている場合があり、虐待が連鎖していることがほとんどである。そのため、叩いたり怒鳴ったりせずに子育てができる方法を伝えていく機会が必要である。
- 虐待をしてしまう親、虐待を受けている子どもの心理的ケアや専門的技法が必要なうえ、法改正に伴い市家庭児童相談室でも業務が拡大しており、専門的な体制づくりが必要である。
- これまでの相談支援内容から、虐待を受けている年齢が高くなるほど、問題が複雑化され、解決がより困難になる傾向がみられる。
- 児童虐待の防止は、出産前や乳幼児期からの早期支援が重要になっており、母子保健分野との連携が必須である。

- 家庭内での暴力について、子どもからはＳＯＳが出せない場合が多い。保育園、幼稚園、学校、病院など子どもに関わる大人が気づき、必要な相談や支援に繋げていく意識づけが必要である。
- 保育園では、健診や着替えの時に、あざなどの身体的な暴力の痕跡がないか、身だしなみ（何日も同じ服を着ていたり、風呂に入っていない）に異常がないか、注意している。
- 市とＮＰＯ法人とが連携し、不適切な養育状況がある家庭については「子どもの居場所づくり事業」や「育児支援家庭訪問事業」を活用し、不十分な部分を補ったり、子どもの育ちを助けている。

【いじめについて】

- ＳＮＳやインターネットの利用について、マナーを守った利用促進を図る必要がある。
- いじめに対し、児童生徒だけでなく、保護者への相談の対応が必要である。
- いじめに関して審判性（事件性）のある相談は寄せられていないが、問題が存在していないということではないと考えている。

③ 高齢者

【団体間等の連携体制について】

- 高齢者への虐待や人権侵害に関する問題は、主に地域包括支援センターが担っているが、高齢者や養護者の心身の病気や障がい、引きこもり、生活困窮などの複数の問題を抱えている事例も多いことから関係機関と連携した対応が必要である。

【相談支援について】

- 地域や親族との交流が無いケースの場合、問題の発見が遅れ、深刻化している場合がある。
- 高齢者や家族から成年後見制度に関する相談が増えている。
- 地域包括支援センターの総合相談件数は年々増加傾向にある。相談内容については、介護保険や高齢者福祉などサービスに関するものが最も多い。また、認知症に関する相談件数は年々増加傾向にある。新規相談では、家族・親族からの相談が最も多く、次いで本人、民生委員の順となる。
- 地域包括支援センターを中心とした相談体制が整備されてきたが、一般高齢者においては、地域包括支援センターの認知度が十分とは言えないことから、引き続き周知が必要である。
- 高齢者が無職の子と同居している場合、高齢者の年金がその世帯の生活費となり、経済的に困窮している場合がある。また、子についても疾病や障がいを有するなど何らかの課題を有する場合、両者への支援が必要である。

【虐待について】

- 施設での虐待よりも自宅での虐待に関する相談の方が多い。
- 高齢者虐待に関する相談は本人よりも家族や近隣住民、関係機関など周囲の人からが多い。
- 本人や養護者が虐待と認識していない場合や、本人が直接相談できる状況にない場合も考えられる。
- 身体的なものだけでなく、経済的な虐待も多い。目に見えない部分であり早期の発見が難しい。
- 高齢者虐待や対応困難ケースについては、本人や養護者の病気や障がい、引きこもり、無年金など複数の問題を抱えているケースが増加している。
- 虐待者が子の場合、以前からの親子関係に課題があることも多く、関係修復が困難である場合も多い。
- 高齢者虐待の発生要因については、「虐待者と被虐待者との虐待発生までの人間関係」が全体を通して最も多い要因となっている。

【人権侵害について】

- 内閣府が平成24年に実施した「人権擁護に関する世論調査」では、高齢者に関する人権問題について「働く能力を発揮する機会が少ない」「邪魔者扱いされ、つまはじきにされる」などが挙げられている。このため、高齢者の就労や社会参加への支援が必要と考えられる。

④ 障がい者

【虐待について】

- 経済的虐待は、認知症高齢者の相談が多くなっており、今後も相談が増えていくと思う。
- 若年で障がいになると、家族は何十年と世話をしている状況である。在宅において虐待をしている意識はなく、むしろ一生懸命にみているその延長上に手が出てしまい身体虐待になるケースがある。
- 虐待の制度や差別解消法制定から、今まで埋もれていた虐待ケースが表面化したとを感じる。今だ虐待に係る事件が発生しており、根本的な問題である障がいのある方への理解不足・家族の介護負担・施設職員のメンタルケアなどが解決していない現状がある。
- 加害者側のメンタル面・精神的なケアが不十分なため、行動・言動に及ぶようにも思える。
- 虐待が起きてからではなく、早期発見・早期介入の手だてが必要である。

【差別について】

- 現在は、障がいに対して学習する機会が増え、理解が広がってきたが、それでもまだ障がいのある人が地域で生き生きと過ごせる環境ではない。
- 障がいのある人の地域社会への参加が進んで、ノーマライゼーションの基本理念を浸透させていく必要がある。
- 関係者からも差別の言葉や態度がある。意図的ではなく無意識と思われ、人権教育が足りないと感じる。
- 知的障がいのある子どもへの人権侵害の言葉をたまに耳にする。
- 施設への良くないイメージの言葉を耳にする。障がいに対する情報や教育が足りないのではないと思う。
- はっきりと判る障がいを持っている人への差別は、少なくなっているが、表面に出ない障がい（内部障がい等）の人は理解されにくい。
- 精神的な疾患は、社会に出ても受け入れられにくく、好奇の目で見られる。
- 職につくことが難しく、限られたところでしか働くことができない。
- 内部障害・発達障害・知的障害など見た目でわからない障がい者は差別を受けやすい。
- 「障がい者」「健常者」「支援者」という言葉でくくっている以上、差別はなくなるのではないか。
- 「差別」という言葉で線引きしていること自体が差別と思う時がある。「共生社会」の実現、いつ実現されるのか。

【その他】

- 親が障がい認めず、医療に結びつかないので、障がい認定されずに福祉サービスを利用出来ない。
- 身体障がい者に対しての「バリアフリー」は、比較的企業や会社は取り組みやすいが、知的障がい者や精神障がい者に対する「心のバリアフリー」は、なかなか取り組めていない。取り組み方もわからないと思う。
- 親族が本人の意思とは無関係な入所手続きを行う場合がある。
- 入所中の処遇について、親族が本人の意思ではない処遇を要求する場合がある。
- 施設において、職員・利用者全員で権利条約がやさしく書かれている本などを読みあい話し合う機会をもうけたり、身近な問題を例にして自分だったらどう考えるかなど話し合う機会を設けている。

4 分野別の施策の現状と課題

(1) 女 性

【 背 景 】

- 国際社会において、国連は昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と定め、その後の 10 年間に「国連婦人の 10 年」と位置付けて、女性の地位向上のための様々な運動に取り組みました。
- 昭和 54（1979）年に「女子差別撤廃条約」が国連総会で採択され、「固定化された性別役割分担」を見直すことが定められました。
- 平成 7（1995）年に第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言及び行動要綱」などで、男女平等の達成に向けて各国政府が取り組むべき重要課題が定められています。
- 我が国においては、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、平成 12（2000）年に、「男女共同参画基本計画」が策定され、以降、第 2 次（平成 17（2005）年）、第 3 次（平成 22（2010）年）、第 4 次（平成 27（2015）年）と更新されています。
- 配偶者等からの暴力や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する人権侵害も、重大な社会問題として認識が深まり、平成 12（2000）年には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が、平成 13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。
- 我が国最大の潜在力である女性の能力をいかすことが不可欠であるという観点から、平成 28（2016）年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行され、国や地方公共団体、大企業等は、数値目標を掲げた事業主行動計画の策定・公表や情報開示が義務付けられました。
- 女性の活躍には、男女における多様で柔軟な働き方の実現が欠かせないことから、「働き方改革実行計画」（平成 29（2017）年）等を踏まえた、女性活躍や生産性向上に資する働き方改革を強力に推し進める必要があります。

【 日光市のこれまでの取り組み 】

- 日光市においては、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」の実現に向けた取り組みを総合的かつ、計画的に推進するため、平成 20（2008）年 3 月に「男女共同参画プラン日光」及び「日光市農業・農村男女共同参画ビジョン」を策定しました。
- 平成 20（2008）年には、男女共同参画社会の実現を目指し「男女共同参画都市宣言」を行いました。
- 平成 21（2009）年に「日光市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会を実現するため、理念、性別による差別の禁止等、市民・事業者・地域団体の責務と協働などを規定しました。
- 平成 22（2010）年に、「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定するとともに、DV防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」を開設しました。
- 平成 24（2012）年に、「日光市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、「日光市男女共同参画プラン日光（後期計画）」を策定し、男女がともにあらゆる分野で自らの意思によって能力を発揮できる社会の実現を目指しています。
- 平成 28（2016）年に、「男女共同参画プラン日光（第 2 期計画）」を策定し、一人ひとりが輝く男女共同参画社会を目指す姿として掲げ、その実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進しています。また、「日光市配偶者からの暴力対策基本計画（第 2 期計画）」を策定し、「男女の人権の尊重」を基本理念とし、男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた施策を総合的かつ一体的に推進しています。
- 平成 29（2017）年に、「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律」に基づき、「日光市働く女性の活躍推進プラン」を策定し、就業希望やキャリアアップなど、働く場面における女性の活躍のための環境づくりを推進しています。

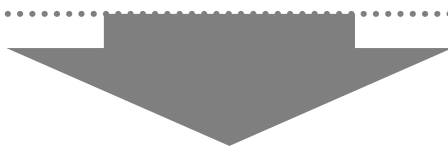
【 日光市の現状 】

● 男女の性別による固定的な考え方が見受けられます。

- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別による固定的な役割分担意識が見受けられるが、前回調査と比較すると、今回調査の方が、男女ともに「賛成」する割合が低くなっています。
- ・男女平等に関する意識については、男性が優遇されていると感じる人の割合が、「⑦社会通念・慣習・しきたりのうえで、⑧社会全体で、⑤政治の場で」が高く、特に不平等感の強い分野となっています。
一方で、「④学校教育の場で、①家庭生活で、⑥法律や社会保障、税制などの法律のうえで」が、比較的平等感が高い分野となっています。

● 男女間のあらゆる暴力の根絶が求められています。（団体ヒアリング結果）

- ・DVに関する相談はここ数年は横ばいの状況にあり、平成 28（2016）年度では相談実人員が51人となっています。
- ・相談者の中には、暴力を受けていてもそれをDVと認識していなかったり、DVとは身体的暴力のみであると誤解している人が見受けられます。
- ・DV等の被害者支援には被害者親族等の理解と援助が重要であるが、親族関係の希薄さや経済的な問題、DVへの理解不足等の理由で親族等からの支援を得にくい人が多く見受けられます。
- ・生活に関する相談から、事情を聞いていくと配偶者等からの暴力だけではなく、児童虐待、経済的困窮といった問題が複合的に重なっている場合もあり、これまで以上に関係機関との迅速で親密な連携が必要となってきています。



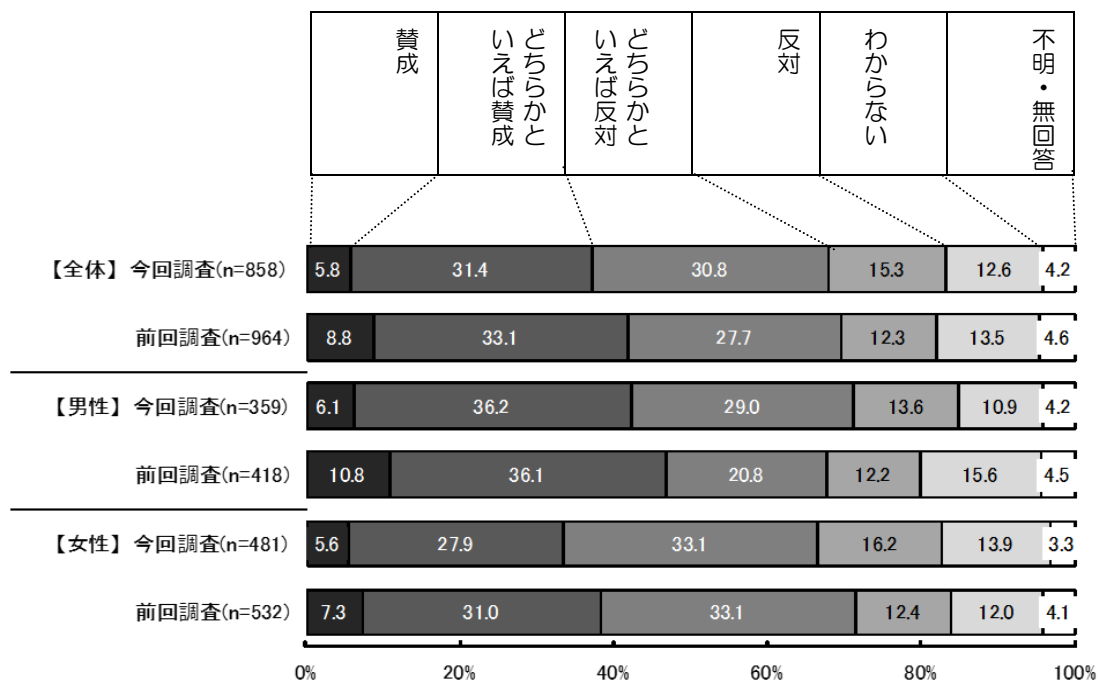
【 課題のまとめ 】

啓発の実施に際しては、市民・事業所等に対し、DVに関する的確な理解が得られるよう関係機関が連携協力して取り組むことが必要です。また、若年層に向けたDVについての予防啓発の推進及び「デートDV」に関する情報や、相談機関についても、広く市民や関係機関に周知徹底する必要があります。

また、支援については、被害者の個々の状況に応じた支援を行うことが求められているとともに、各制度が、支援の必要な被害者に、適切な対応と自立に向けた支援を行えるよう関係機関・団体との連携を強化する必要があります。

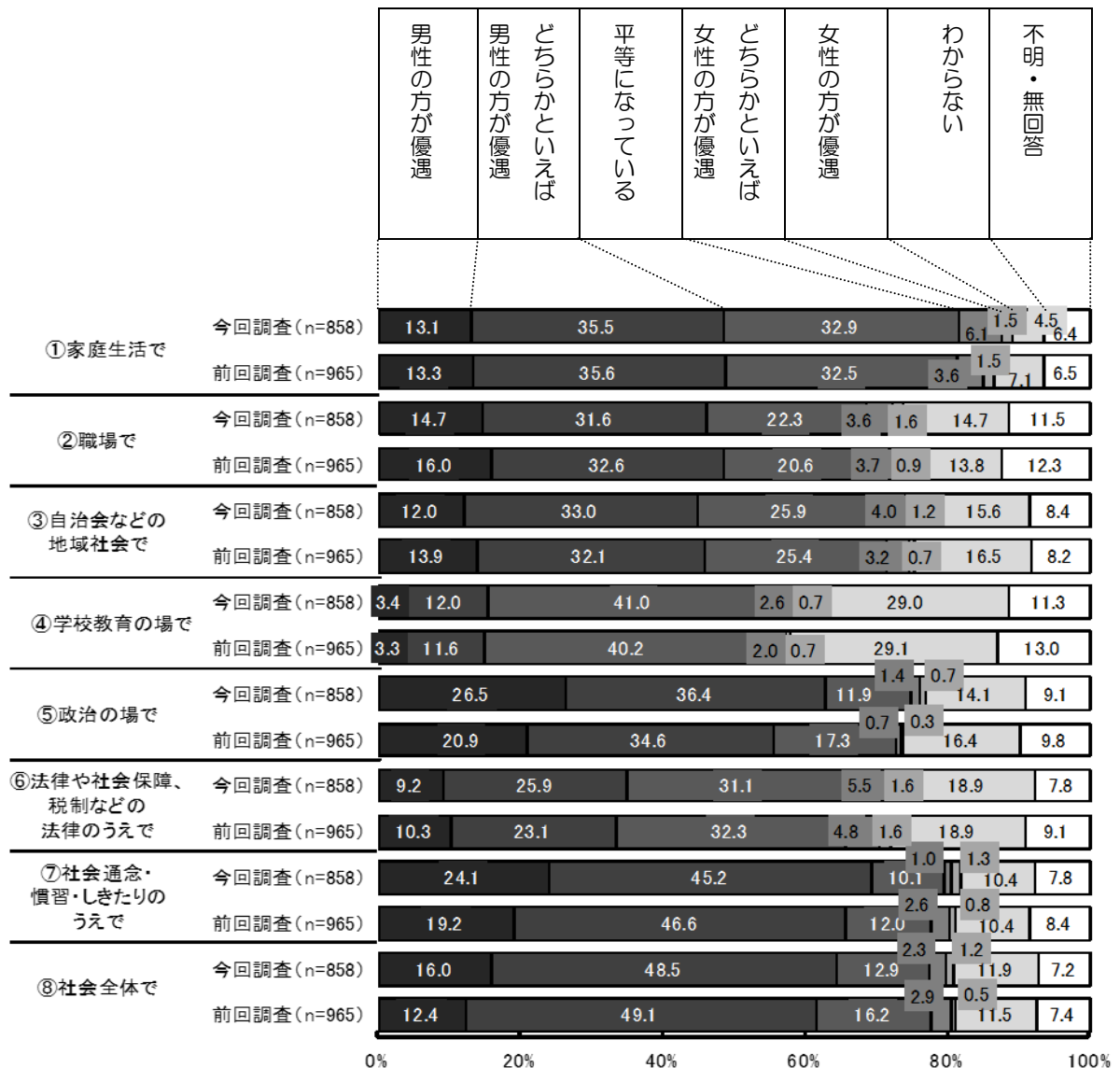
▶▶ 参考データ

■ 図表 15 : 夫は外で働き妻は家庭を守るべきという考え方について



(資料) 今回調査(平成 26 年度)及び前回調査(平成 22 年度)
「日光市男女共同参画に関する市民アンケート調査」
(n=回答総数)

■ 図表 16 : 男女の地位の平等感



(資料) 今回調査(平成 26 年度)及び前回調査(平成 22 年度)

「日光市男女共同参画に関する市民アンケート調査」

(n=回答総数)

■ 図表 17 : DV相談実人数及びDV等の相談のべ件数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談 実人数	38	39	45	52	53	52	51
相談 のべ件数	100	415	260	657	448	820	753

(資料) 日光市人権・男女共同参画課

（２）子ども

【 背 景 】

- 平成 元（1989）年に「児童の権利に関する条約」（以下『子どもの権利条約』という。）が国連で採択され、「児童の最善の利益」の考慮など、子どもの権利保障の基準が「条約」という形で明らかにされています。
- 我が国では、平成 6（1994）年に国連の「子どもの権利条約」に批准しました。
- 平成 11（1999）年に施行された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」で初めて「児童の権利の擁護」が法律上で明文化されました。
- 平成 12（2000）年には、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されましたが、その提案理由の中で、「子どもの権利条約の内容を尊重する」ことが盛り込まれており、子どもの権利を擁護するための法律となっています。
- 平成 16（2004）年には、児童虐待の定義の見直しや早期発見等に係る努力義務の強化、通告義務の対象範囲の拡大等を盛り込んだ法改正が図られました。
- 平成 19（2007）年の改正では、児童の安全確認等のための家庭内への立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を図るための見直しを行うなど、児童虐待防止対策のより一層の強化が行われています。
- 平成 20（2008）年の改正により、要支援児童と特定妊婦が加わり早期からの支援ができるようになりました。
- 平成 23（2011）年の改正により、親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所の請求権を付与されました。児童の監護等に関し、その福祉のために必要な場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないと規定されました。
- 平成 28（2016）年の改正により、児童は適切な成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが明確化されました。また、親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならないと明記されました。更に母子保健施策においても、児童虐待の防止、早期発見に資することに留意すべきと明記されました。更に、児童相談所の権限を強化し、重大な虐待が疑われる場合等に行使する臨検・搜索について裁判所の許可状により実施できるものとされ、より子どもの人権、生命を守るための改正が行われました。
- 平成 29（2017）年の改正により、市町村は妊娠期から子育て期までの切れ目ない虐待予防のため、母子健康包括支援センターの設置に努めることと規定されました。

【 日光市のこれまでの取り組み 】

- 日光市においては、平成 17（2005）年 4 月に当時の 2 市 2 町 1 村（今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村）のすべてが「次世代育成支援行動計画 前期計画」を策定し、子育て支援事業を推進してきました。平成 18（2006）年 3 月の合併後も総合的に実施するなど施策を推進してきました。
- 平成 18（2006）年に、児童福祉法に基づき「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童福祉機関、保健医療機関、教育機関、警察・司法機関、民生委員・児童委員及び主任児童委員をはじめとする児童福祉に関連する職務に従事する人との情報交換や、ケース検討会議における支援方法の確認等を実施していくことで、児童虐待の早期発見や複雑化する傾向にある事案等について総合的に対応する体制を整備しました。
- 平成 19（2007）年に、家庭児童相談室を設置し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図っています。必要に応じて家庭訪問等による養育支援を N P O 法人に委託して実施しています。
- 平成 22（2010）年 3 月には、行政施策を子育て環境の側面から見直し「日光市子ども未来かがやきプラン（日光市次世代育成支援地域行動計画 後期計画）」を策定しました。
- 平成 23（2011）年 4 月からは、N P O 法人に委託し養要保護児童や子育てに悩む保護者の安らぎの場として、子どもの居場所の確保と自立支援を行っています。
- 平成 24（2012）年からは、「子育て応援セミナー」と題し、実際に子どもを育てている保護者向けのセミナーを開催し、子育ての悩みやストレスを解消し解決法を学ぶことで、児童虐待の予防に努めています。
- 平成 25（2013）年 4 月から、「日光市子どもの権利に関する条例」を施行し、子どもの持つ権利とその責任や、大人が子どもの権利の保障を進めるうえでの果たすべき役割を整理し、子どもの権利の保障をより一層進めていくこととしています。
- 平成 27（2015）年 4 月から、家庭児童相談室に社会福祉士を配置し、専門的相談支援技術の向上、要保護児童対策地域協議会の強化を図りました。
- 平成 28（2016）年 7 月から、N P O 法人で開設した「きつずルーム」に、要支援・要保護乳幼児の託児を委託し、子どもの安心安全な成長と保護者の適切な養育を支援できる体制づくりを行っています。
- 非行やいじめ・不登校などの対策として、中学校を拠点にした県派遣のスクールカウンセラー、「心の教室」の相談員、若杉学級内教育相談室に配置した教育相談員、また教育委員会の臨床心理士が連携することにより、児童生徒ならびに保護者を対象とした相談体制の充実を図っています。

【 日光市の現状 】

● 子どもへの暴力を見逃さない環境づくりが求められています。(団体ヒアリング結果)

- ・平成 28 (2016) 年度に市に寄せられた児童虐待相談の新規受理件数は 64 件となっており、身体的な暴力や育児放棄等様々な相談が寄せられています。
- ・虐待を受けている年齢が高くなるほど、問題が複雑化され、解決がより困難になる傾向がみられるため、出産前や乳幼児期からの早期支援が重要になっており、母子保健分野との連携が必須です。
- ・家庭内での暴力について、子どもからは S O S が出せない場合が多く、保育園、幼稚園、学校校、病院など子どもに関わる大人が気づき、相談や支援に繋げていく意識づけが必要です。
- ・あらゆる暴力やいじめ、虐待などの人権侵害を受けている児童生徒に大人が気づき、必要な相談、支援を行ない解決をめざす仕組みが必要です。特に、教育と福祉の連携に課題があるため、互いに機関の役割を正しく理解し、連携を求め、必要な情報を共有し、より充実した体制づくりが必要です。

● 親への支援が必要となっています。(団体ヒアリング結果)

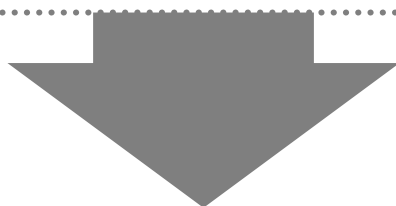
- ・世帯人員の推移をみると、核家族化が進行し、更に孤立している家庭も増えています。
- ・虐待をしてしまう親は、子どもの頃に同じように虐待を受けている場合があり、虐待が連鎖していることがほとんどです。そのため、叩いたり怒鳴ったりせずに子育てができる方法を伝えていく機会が必要です。
- ・虐待をしてしまう親、虐待を受けている子どもの心理的ケアや専門的技法が必要な上、法改正に伴い市家庭児童相談室でも業務が拡大しており、専門的な体制づくりが必要です。

● いじめ等の悩みを早期発見できる相談体制が求められています。(団体ヒアリング結果)

- ・相談したくても、一人で抱えてしまっている児童生徒が存在するはずであり、そのような悩みの声を受容的に拾い上げる仕組みや環境が必要です。
- ・非行やいじめ・不登校などの相談件数が多いが、相談員の人員や機会などが少ないため、より一層の充実した体制並びに環境づくりが必要です。
- ・いじめに対し、児童生徒だけでなく、保護者の相談の対応が必要となっています。
- ・保護者内での仲間外れや保護者同士のインターネット上の書き込みのトラブルもあり、相談内容が多様化しています。

● 人権について考える機会が求められています。

- ・小中学生に人権啓発活動を実施し、多様な人権について考える機会を設ける必要があります。



【 課題のまとめ 】

子どもに関わる人権の問題の解決に向けては、行政機関だけではなく、学校、保育園、幼稚園、病院等の関係機関や市民にも理解を促し、子どもの成長・発達のための環境づくり、体制整備に努めていく必要があります。

また、児童虐待については、子どもや親のSOSにいち早く気づくことができる仕組みと、関係機関が正しく情報共有し連携できる体制づくりに努めていく必要がるとともに、早期発見・早期対応・未然防止に向けて相談支援の強化が重要です。

学校における、いじめ問題については、今後も早期発見・解決につなげることができるようにより一層の相談体制の充実が必要であるとともに、相談の多様性に対応するため関係機関との連携を深めることで、いじめや不登校児童生徒への相談体制のより一層の充実を図る必要があります。

▶▶ 参考データ

■ 図表 18 : (参考)全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数

年 度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度	平 成 27 年度	平 成 28 年度
対応件数	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,578

(資料) 厚生労働省社会福祉行政事業報告結果

■ 図表 19 : 家庭児童相談室相談対応件数

年 度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度	平 成 27 年度	平 成 28 年度
対応件数	3,726	4,183	8,020	12,450	10,051	8,710	11,994

(資料) 日光市人権・男女共同参画課

■ 図表 20 : 児童虐待相談の新規受理件数

年 度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度	平 成 27 年度	平 成 28 年度
対応件数	22	27	89	85	76	42	64

(資料) 日光市人権・男女共同参画課

■ 図表 21 : 児童相談所への送致件数

年 度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度	平 成 27 年度	平 成 28 年度
対応件数	5	9	16	7	13	2	1

(資料) 日光市人権・男女共同参画課

（３）高齢者

【 背 景 】

- 高齢化の進行に伴い、介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれていると同時に、少子化及び核家族などの社会環境の変化に伴う高齢者のひとり暮らしや、高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。
- 高齢化の進行に伴い、家族による虐待や施設等での身体拘束といった虐待問題、認知症に関する正しい知識の不足による高齢者の尊厳が阻害されるといった問題が、社会的に大きく取り上げられたことを背景に、平成 18（2006）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者に対する虐待の防止と介護者への支援が定められました。
- 介護保険法の改正で新たに地域包括支援センターの設置、高齢者の権利擁護事業に関する相談・支援が規定されました。

【 日光市のこれまでの取り組み 】

- 日光市では、平成 18（2006）年 3 月の合併以前において、2 市 2 町 1 村（今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村）が、それぞれの地域で、老人福祉法及び介護保険法に基づく「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な推進を図っていました。
- 平成 18（2006）年 3 月の合併直後には、新たな日光市全体の高齢者福祉事業と介護保険事業の円滑な推進を図ることを目的とした「日光市高齢者保健福祉計画・第 3 期介護保険事業計画」を策定しました。
- 「日光市高齢者保健福祉計画・第 3 期介護保険事業計画」では、介護保険制度改革により予防給付や地域支援事業が創設されるとともに、日常生活圏域と地域包括支援センターを各市町村に設置することが義務付けられたことを受け、合併前の旧市町村単位を軸に 9 の日常生活圏域を設定しました。また、平成 18（2006）年に、今市地域、日光地域、藤原地域に、地域包括支援センターを設置しました。
- 高齢化の進行に伴い、平成 21（2009）年に日光市高齢者支援ネットワーク協議会を設置し、高齢者に対する虐待の防止及び早期発見並びに困難事例への対応並びに養護者に対する支援や高齢者虐待防止等の調査及び検討、虐待を受けている高齢者に対する支援体制を検討する等の取り組みを行っています。
- 平成 22（2010）年 3 月には「日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定し、認知症等によって判断能力が低下した高齢者等の権利擁護を施策として定めました。
- 経済的虐待の防止を目的とする「成年後見制度」の普及をはじめ、「日常生活自立支援事業（とちぎ権利擁護センターあすてらす）」の充実により、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援が適切に行われるよう努めています。

- 平成 24（2012）年には、介護保険サービスをはじめ、高齢者の保健・福祉サービスの具体的な目標や生きがいづくり等の方針をまとめた「日光市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定しました。さらに進行する高齢化に備えるために、地域包括支援センターの法人委託を段階的に進めるなど、地域包括ケアの実現に向けた必要な保健・福祉サービスの提供体制の整備に努めました。
- 平成 27（2015）年には、「日光市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防事業の強化、生活支援体制整備事業による地域づくり、医療と介護が一体となった仕組みづくりなどを行い、地域包括ケアシステムの推進を図りました。
- 平成 30（2018）年には、「高齢者にやさしいまちづくりを目指して」を基本理念とした、「日光市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、生きがいづくりの推進、介護予防・日常生活支援の推進、地域包括ケアシステムの充実、介護保険サービスの充実に取り組んでいきます。

【 日光市の現状 】

● 高齢者の意思が尊重される環境づくりが求められています。(団体ヒアリング)

- ・ 日光市は、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日時点で高齢化率が 32.9%となっており、今後も高齢化が進行することが見込まれます。
- ・ 高齢者や養護者の心身の病気や障がい、引きこもり、生活困窮などの複数の問題を抱えている事例も多いことから関係機関と連携した対応が必要です。

● 高齢者の虐待が増えています。(団体ヒアリング)

- ・ 日光市においては、平成 28 (2016) 年度に市に寄せられた高齢者の虐待相談件数の 42 件中、21 件が虐待と認定されています。
- ・ 高齢者虐待の発生要因については、「介護疲れやストレス」や「認知症の症状」が多く、また、「虐待者と被虐待者との虐待発生までの人間関係」が全体を通して最も多い要因です。
- ・ 身体的なものだけでなく、経済的な虐待も多く目に見えない部分の早期発見が難しくなっています。

● 高齢者の生きがいくりのため社会参加の場が求められています。

- ・ 高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って健康に暮らすためには、社会参加や社会的役割を持つことが重要であり、地域活動や就労など、活躍の場を確保する必要があります。
- ・ 高齢者に関する人権問題について「働く能力を発揮する機会が少ない」「邪魔者扱いされ、つまはじきにされる」などが挙げられます。このため、高齢者の就労や社会参加への支援が必要です。



【 課題のまとめ 】

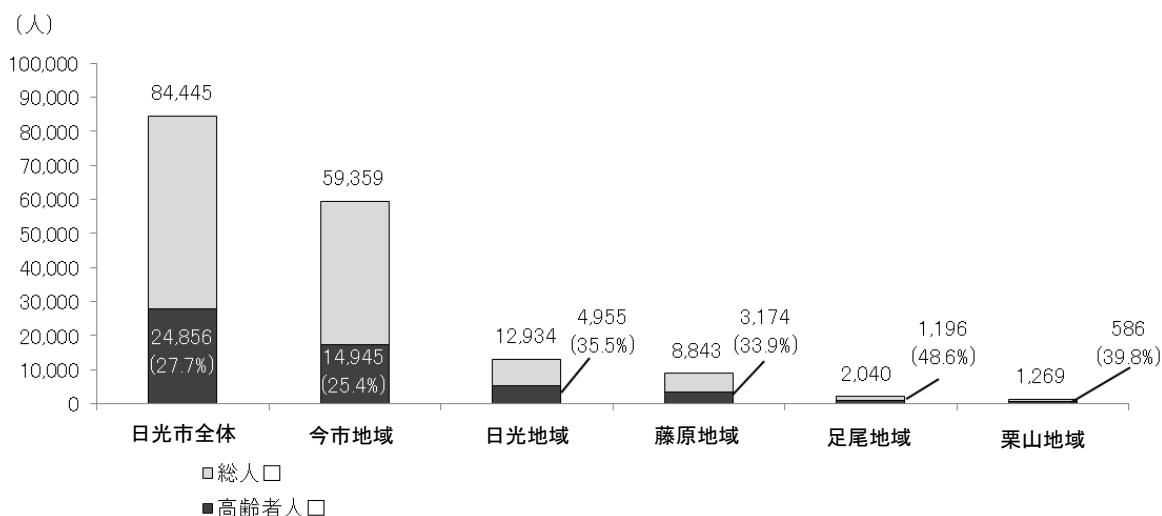
高齢化が進行することから、認知症に対する予防策、高齢者理解に向けた世代間交流等、今後も高齢者の意思が尊重され、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、人権擁護に向けた取り組みを積極的に展開する必要があります。

また、家庭内での高齢者虐待を未然に防止するため、介護に関する情報の提供や、家族介護者の精神的・身体的な負担を軽減できるよう、介護保険サービス等の各種福祉サービスの確保と利用促進に努める必要があります。

高齢者の社会参加については、高齢者自身が住み慣れた地域で生きがいや役割を持って健康に暮らせるよう、地域活動や就労などの社会参加を支援する必要があります。

▶▶ 参考データ

■ 図表 22：日光市内の高齢化の状況（平成29年4月1日）



(資料) 日光市市民課

■ 図表 23：高齢者の虐待相談件数

年 度	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度	平 成 27 年度	平 成 28 年度
相談・通報件数	14	15	17	43	32	42
虐待認定数	9	8	8	22	12	21
被虐待者実数	12	8	8	22	12	21

(資料) 日光市高齢福祉課

■ 図表 24：(参考)全国の高齢者の虐待相談件数

年 度	平 成 22 年度	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度	平 成 27 年度
相談・通報件数	25,821	26,323	24,579	26,272	26,911	28,328
養介護施設 従事者等に よるもの	相談・通報件数	506	687	736	962	1,120
	虐待判断 件 数	96	151	155	221	300
養 護 者 に よるもの	相談・通報件数	25,315	25,636	23,843	25,310	25,791
	虐待判断 件 数	16,668	16,599	15,202	15,731	15,739

(資料) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

（４）障がい者

【 背 景 】

- 平成 18（2006）年に、「障害者権利条約」が国連によって採択され、障がいのある人の権利などを保障し、障がいに基づく差別を禁止しました。我が国においては、平成 19（2007）年 9 月に条約に署名をし、平成 26（2014）年 1 月に批准しました。
- 平成 24（2012）年に「改正障害者基本法」が全面施行されました。この改正によって、「障がい者」の範囲がいわゆる「障害者手帳の交付者」に限らず、高次脳機能障がい、難病や慢性疾患に起因する障がいも含まれることとされました。
- 平成 24（2012）年 6 月には「障害者総合支援法」を成立させ、10 月からは「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことにより、障がいのある人への虐待の防止に係る国や自治体の責務等が定められました。
- 平成 28（2016）年 4 月には「障害者差別解消法」が施行され、差別的な取扱いの禁止や合理的配慮の提供が義務付けられ、すべての人が尊重し合う社会の実現に向けた取組が進められています。

【 日光市のこれまでの取り組み 】

- 平成 24（2012）年 10 月 1 日の「障害者虐待防止法」の施行に伴い、日光市障がい者虐待防止センターを同日付けで設置し、障がい者虐待予防・防止の体制の強化を図っています。
- 平成 27（2015）年に、「障害者総合支援法」に基づく「障がい福祉計画（第 4 期計画）」を策定し、必要なサービス量の見込とその確保のための方策を定め、障がいのある人が必要なサービスを円滑に利用し、住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制の充実を図っています。
- 平成 28（2016）年「障害者差別解消法」の施行に伴い、障がい者の差別に関する相談窓口を市役所内に設置するとともに、様々な相談事例等の情報共有・協議を行うため、障害者差別解消支援地域協議会を設置しました。
- 平成 29（2017）年に、障害者基本法に基づく「障がい者計画（第 2 期計画）」を策定し、障がいのある人もない人も地域の中で共に参画し、生き生きと安心して暮らせるよう「ソーシャルインクルージョン」の考え方を基本とした施策を推進しています。

【 日光市の現状 】

● 障がいのある人への理解不足、差別や偏見が存在しています。

- ・日光市では、障害者手帳所持者数が平成 23（2011）年度から 5 年間で約 200 人増加しています。障がいの種別毎にみると、身体障害者手帳所持者は横ばいで、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。
- ・障がい者へのアンケートなどから、差別や偏見を感じている割合は、10 年前と比較してあまり変化はみられず、特に、知的障がいや精神障がいを持った人は、周囲の差別や偏見を感じたという経験が多くなっています。
- ・平成 28（2016）年に施行となった「障害者差別解消法」についての認知度が低く、法で定める「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」についての周知・普及が十分であるとはいえない状況です。

● 地域での自立に向けた支援と虐待の未然防止が求められています。

- ・障がいの多様化と障がい者及び支援する人の高齢化により、「親亡き後」への不安を持つ人が多く存在しています。
- ・現在は、障がいに対して学習する機会が増え、理解が広がってきましたが、それでもまだ障がいのある人が地域で生き生きと過ごせる環境ではない状況です。
- ・障がいのある人の地域社会への参加が進んで、ノーマライゼーションの基本理念を浸透させていく必要があります。
- ・知的障害者施設における障がい者殺傷事件や、施設職員による障がい者への虐待事件が発生し、社会的問題となっております。
- ・日光市でも、虐待に関する相談や虐待通報が寄せられており、本人や養護者が虐待と認識していない場合や、経済的な虐待など、表面化していない虐待を拾い上げる仕組みが必要です。

【 課題のまとめ 】

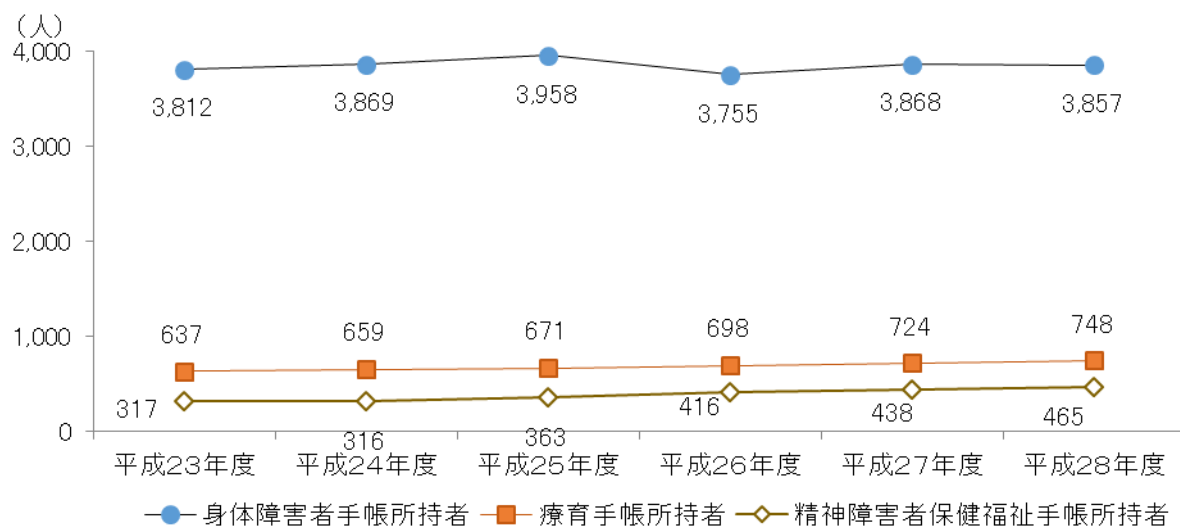
障がいのある人に対する差別の解消と社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮が求められていますが、依然として障がいのある人は差別や偏見、疎外感を感じている状況です。

引き続き、市民の障がいに対する理解促進に取り組むとともに、合理的配慮と差別の解消に必要な実態把握、具体的支援策の検討が必要です。

また、虐待の未然防止に向けた意識啓発が求められるなど、障がいのある人の権利擁護についても引き続き取り組む必要があります。

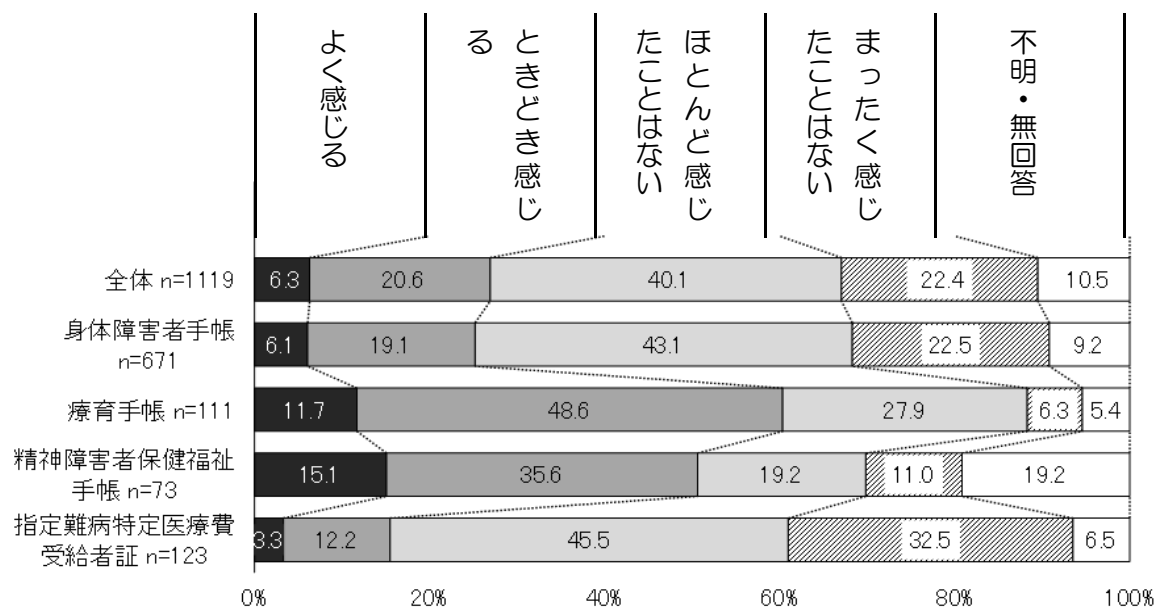
▶▶ 参考データ

■ 図表 25：障害者手帳所持者の内訳の推移



(資料) 日光市社会福祉課

■ 図表 26：周囲の差別や偏見を感じた経験の有無



(資料) 日光市社会福祉課

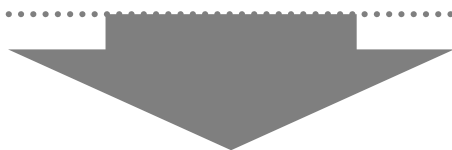
（５）同和問題

【 背 景 】

- 同和問題は、日本社会の歴史的過程において形成されてきた身分差別による人々の意識に起因する重大な社会問題であるとともに重大な人権問題です。同じ日本国民でありながら、被差別部落出身という理由だけで、長い間、社会的、経済的、文化的なすべての面で差別を受け、基本的人権を著しく侵害されてきました。
- 同和問題という、我が国固有の重大な人権問題に対し、昭和 40（1965）年に同和対策審議会の「同和対策審議会答申」において、同和問題が憲法で保障する基本的人権に関わる問題であることと、早急に解決することが国の責務であり、同時に国民的課題であることが明らかにされています。
- 「同和対策審議会答申」をもとに、昭和 44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が、その後「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」と三度にわたる特別措置法が制定されています。
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28（2016）年に制定し、「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題である」としています。

【 日光市の現状 】

- 日光市においても、差別を無くすための意識づくりとして、学校や公民館での人権教育・人権啓発活動を行っています。
- 人権相談員や宇都宮地方法務局等の関係機関との連携により相談しやすい相談体制の充実に努めていますが、根本的な問題として心理的差別は依然として存在しています。
- 心理的差別以外にも、結婚を妨げられたり、就職で不当な扱いを受けるなどの、重大な人権問題が存在しています。



【 課題のまとめ 】

今後も引き続き、学校教育の場や地域における学習や研修を通し、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取り組みを一層推進する必要があります。

（６）外国人

【 背 景 】

- 『日本国憲法』では、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、日本に在留する外国人についても、等しく基本的人権を保障しています。
- 世界的に交通機関や情報通信基盤の整備が進み、様々な分野でグローバル化が加速する近年、海や国境を越えた交流の機会が身近なものになっています。日本に在住あるいは訪問する外国人が増えています。就労差別や入居・入店拒否など日常生活における問題が発生しています。
- 日常生活において人権侵害等の問題が発生する背景としては、日本の歴史的経緯や地理的条件に加え、諸外国の文化や慣習への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられます。

【 日光市の現状 】

- **外国の人と接する機会が増え、異なる文化や習慣等を柔軟に受け入れる意識をもつ必要があります。**
 - ・ 日光市は、明治初期から外国領事館や外国人の別荘があり、また世界遺産登録の日光の社寺をはじめ日本屈指の温泉地等を有する国際観光地として多くの外国人観光客が訪れています。
 - ・ 観光宿泊地での就労者も多く、国籍別登録者は中国、フィリピン、ベトナム、韓国、ブラジルの順となっており、これらの国で約 68%を占めています。
 - ・ 外国人居住者も増加傾向にあり、また、在留資格別では、永住者、日本人の配偶者、定住者で 56%を占めており、外国人の長期滞在化、定住化の傾向にあります。

【 課題のまとめ 】

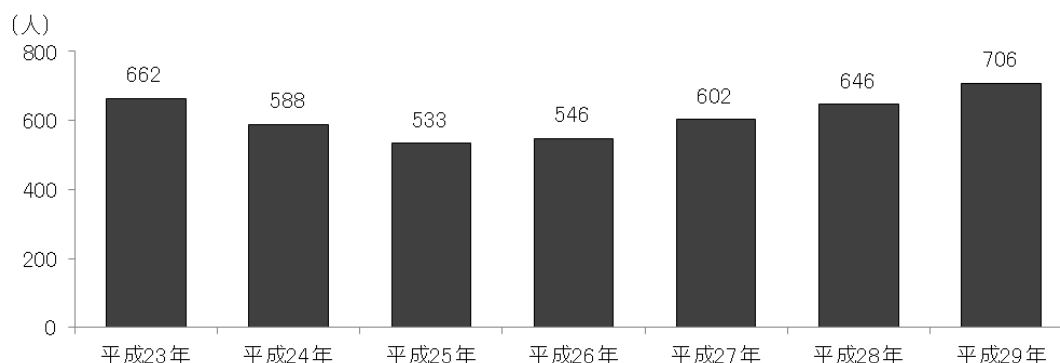
日光市における外国人の長期滞在化、定住化に伴い、日常生活における外国人と地域社会の接点が増えていますが、言葉や文化・生活習慣、価値観等の違いによるすれ違いにより、さまざまな問題が生じています。

今後も、多文化交流・共生などの機会が増えていくことが予測されるなか、外国人市民との相互理解を深めながら共に地域の一員として助け合い・支え合うことが必要です。

また、より魅力が感じられる観光地となるよう、市民一人ひとりへの外国人観光客に対するホスピタリティの意識を醸成することが必要となります。

▶▶ 参考データ

■ 図表 27：日光市における外国人人口の推移



(資料) 日光市市民課

■ 図表 28：国籍別登録者(平成29年4月1日現在)

国名	人数(人)	割合(%)
中国	135	19.1
フィリピン	126	17.8
ベトナム	89	12.6
韓国	72	10.2
ブラジル	56	7.9
台湾	43	6.1
インドネシア	38	5.4
タイ	36	5.1
パキスタン	25	3.5
その他(19か国)	86	12.2
合計	706	100.0

(資料) 日光市市民課

■ 図表 29：在留資格者数と内訳(平成29年4月1日現在)

在留資格	人数(人)	割合(%)
永住者	296	41.9
技能実習・研修	144	20.4
日本人の配偶者等	76	10.8
特定活動	37	5.2
定住者	23	3.3
家族滞在	20	2.8
その他	110	15.6
合計	706	100.0

(資料) 日光市市民課

（７）H I V感染者・ハンセン病患者

【 背 景 】

- H I V（エイズウイルス）感染症、ハンセン病は、医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいるものの、依然として正しい知識と理解が十分に普及していないために、患者や元患者、またその家族に対する偏見や差別意識が生まれ、さまざまな人権問題が生じています。
- エイズは、昭和 56（1981）年にアメリカで最初の症例が報告されて以来、その広がり世界的に深刻な問題となりました。世界保健機構（WHO）は昭和 63（1988）年に毎年 12 月 1 日を「世界エイズデー」と定め、各地で理解促進のための啓発活動が実施されています。
- ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染力は極めて弱くうつりにくい病気です。たとえ感染しても発病の可能性は極めて低く、発病した場合でも現在では治療法が確立されて完治が可能になりました。また、遺伝病でないことも証明されています。
我が国においてハンセン病は、長年特殊な病気として扱われ、患者を強制的に療養所に収容する隔離政策がとられてきました。その後ハンセン病に対する認識が大きく誤っていたことが明白となり、平成 8（1996）年に「らい予防法」が廃止され、隔離政策は終結しましたが、長年にわたる隔離政策により、患者や家族の人権は著しく侵害されてきました。
- このような中、平成 13（2001）年にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める判決が下され、国による損害補償や名誉回復及び福祉増進等の措置が図られてきていますが、ハンセン病に対する偏見や差別意識は未だ払しょくされず、患者や元患者に対する宿泊拒否などの問題が起きています。

【 日光市の現状 】

- H I V感染症やハンセン病に対する知識や理解不足のために、H I V感染者やエイズ患者、ハンセン病元患者の方、さらにその家族に対する偏見や差別、人権侵害が生じる恐れがあります。
- 栃木県においては、栃木県エイズデータ集「A I D S NOW」を公開し、県民がエイズに関する正しい知識を深める機会を提供しています。また、ハンセン病の正しい知識の普及啓発に努めており、日光市においてもそのような県の事業を推進しています。

【 課題のまとめ 】

市民一人ひとりがこれらH I V感染症やハンセン病に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消に努めていくことが求められています。

（８）犯罪被害者とその家族

【 背 景 】

- 犯罪被害者やその家族等は、犯罪による直接的な被害に苦しむだけでなく、被害後に生じる精神的な苦痛や治療費の支出などに伴う経済的な被害を受けるほか、近隣住民等周囲の人々の言動、取材及び報道などにより二次的被害を受ける場合があります、更に苦しんでいる状況にあります。
- 犯罪被害者等に対しては、刑事司法手続、保護手続及び被害回復のための諸制度に関する情報の提供を、正しく受け取ることができる環境整備が必要であるとともに、二次的被害の防止、軽減及び回復並びに再被害の防止に向けた取組を強化する必要があります。
- 国では、犯罪被害者等への支援として、犯罪被害者等に対する給付金の支給や情報の提供のほか、捜査時の「指定被害者支援要員制度」による付き添いやプライバシーに配慮した相談室の整備など、捜査過程における被害者の精神的負担の軽減に取り組んできました。
- 平成 17（2005）年には、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした、「犯罪被害者等基本法」が策定されました。
- 栃木県では、平成 28（2016）年 3 月に犯罪被害者等の視点に立ち、関係機関・団体の協力のもとに途切れない支援を行うことを目的とした、「第 2 次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」が策定されました。

【 日光市の現状 】

- 日光市においても、犯罪被害者とその家族等が受ける精神的・経済的な被害や、二次被害等についての理解を深めるための啓発が必要です。また、犯罪被害者や家族に対しては、県や公益社団法人被害者支援センターとちぎと連携・協力してきめ細かな支援活動を展開していく必要があります。
- 犯罪被害者等の置かれた立場に対する理解が広く市民に浸透し、支援に対する十分な協力が得られるよう、啓発活動の必要があります。

【 課題のまとめ 】

犯罪被害者等が一日も早く平穏な日常生活を取り戻し、安心して暮らしていけるよう、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めていきます。

（９）インターネットによる人権侵害

【 背 景 】

- 近年、スマートフォン等の普及、Wi-Fi 環境やインターネット環境の整備に伴い、インターネットはより身近となり、誰もが手軽に大量の情報を収集・発信できるメディアとして生活する上で大変便利なツールとなっています。反面、一度掲載された情報は、あらゆるところに急速に流出してしまう可能性もあります。また、情報発信の匿名性を悪用して個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われるなど、人権にかかわる問題が多数発生しています。
- 我が国では、平成 14（2002）年5月に、インターネット等において権利の侵害が発生した場合、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利をもつことを規定した「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（通称「プロバイダ責任制限法」）が施行されました。
- 平成 15（2003）年5月には「個人情報保護に関する法律」が成立しましたが、情報技術の発展に伴う人権侵害は深刻になっており、平成 17（2005）年4月「個人情報保護に関する法律」が全面施行されました。
- 法務省の「平成28年中の「人権侵犯事件」の状況について（概要）」によると、インターネット上の人権侵犯情報に関する事件が、10年前に比較して6.8倍に増加、過去最高件数を記録しています（1,955件：前年比10%増加）。

【 日光市の現状 】

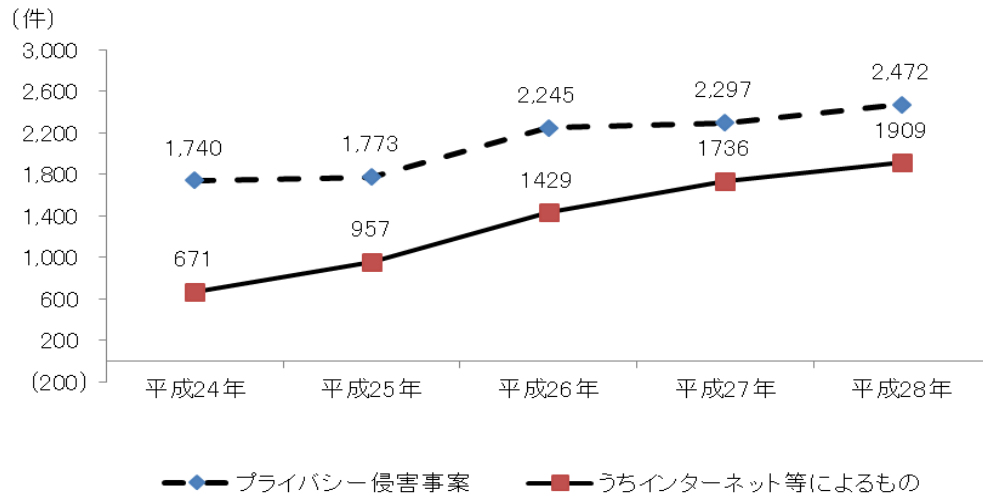
- 日光市において学校教育では、インターネットを利用する上で、身近な携帯電話やスマートフォンなどの利用について、情報教育の一環としての情報モラル、マナー、トラブル回避についての指導を行っています。また、悪質な情報や間違った使い方から子どもを守る保護者向けの研修会の実施、広報紙による周知啓発などを行っています。
- 平成 25（2013）年度施行した「日光市子どもの権利に関する条例」においても、自分を守るために必要な情報及び知識を得ること、プライバシーが守られることが規定されています。

【 課題のまとめ 】

子どもの権利を守るという視点からも、教育機関においてインターネットや携帯電話の利用にあたっての情報教育を推進し、インターネット等の利用に伴う差別や人権問題への意識の醸成が必要です。

▶▶ 参考データ

■ 図表 30 : プライバシーに関する事案の推移



(資料) 法務省「人権侵犯事件」の状況について(概要)

（10）災害に伴う人権問題

【 背 景 】

- 平成 23（2011）年3月 11 日に発生した東日本大震災及びこれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらし、現在も多くの方が避難生活を余儀なくされています。

また、平成 27（2015）年9月関東・東北豪雨では、県全域に特別警戒警報が発表され、県内各地で人的・住宅被害が発生し、15市町の6万を超える世帯に避難勧告が出されて、多くの方が避難生活を送ることとなりました。

避難所においては、プライバシーの確保のほかに、高齢者や障がい者等、普段から特別な援助や配慮を必要とする立場にある方が、より一層厳しい状況に置かれるということが改めて認識されました。

また、原子力発電所事故により被災された人々に対する偏見や差別が発生し、風評による心ない嫌がらせ等の深刻な人権問題も発生しました。

【 日光市の現状 】

- 日光市では、災害時の一連の行動に支援を必要とする高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者」に対して、支援に関する具体的な方法や体制を定めた「日光市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、自主防災組織等の地域レベルに応じた対策を行うこととしています。
- 避難所生活におけるストレスの軽減を図るため、平成 27（2015）年度に更新した「日光市防災備蓄計画」に基づき、避難所におけるプライバシー確保のための間仕切りや女性にも配慮した生活必需品の備蓄を進めています。
- 地域における防災対策に男女共同参画の視点を取り入れるため、市で養成している防災士における女性の割合増加に努めています。



【 課題のまとめ 】

高齢化や国際観光都市という特性を踏まえ、避難行動要支援者などに配慮した避難支援体制、避難所生活における安全・安心の確保、及び男女のニーズの違いへの配慮など、更なる取り組みが求められています。

(11) その他の人権問題

社会構造が複雑多様化している現代社会では、わたしたちの周りには、未だ解決しない人権問題に加え、新たに発生している人権問題が身近に存在します。

① ホームレス

ホームレスは、経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等が背景となつていっているとされています。食事の確保や健康面での不安を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。また、地域社会との不和が生じ、苦情やいやがらせ、あるいは、利己的で短絡的な思考の元に行われる犯罪の標的になる等の状況も見受けられます。

ホームレスが自らの意思で安定した生活を送ることができるようになるためには、市民一人ひとりが、その人の生き方を尊重しながら、住居や就職等の支援と併せて地域社会の理解が必要です。そのためには、ホームレスの実態を理解し、ホームレスに対する偏見や差別意識をなくす啓発活動に取り組むことが重要です。

② 性同一性障害（性別違和）やLGBTなどの性的マイノリティ

人には、「からだの性」と「こころの性」の心身の性が一致しない場合がありますが、これを性同一性障害（性別違和）として疾病に位置づけています。平成 16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍上の性別が変更可能となりましたが、社会全体への認識が十分浸透していないため、日常生活上でのトラブルや課題が生じています。

心身の性が一致しない性同一性障害とは別に、性愛の対象が同性である同性愛者に対する根強い偏見や差別など、性的指向にかかる人権問題も様々な場面で発生しています。

このような性的マイノリティの人権を守るためには、職場や地域社会などの周囲の人々が性に対する多様なあり方を認識し、正しい知識を身につけ、理解を深めていくための人権教育・啓発に取り組んでいくことが必要です。

特に、性的マイノリティの児童生徒については、学校生活を送る上できめ細やかな支援が必要であることから、個別の事案に応じて児童生徒の心情等に配慮した対応が必要となります。

③ 刑期を終えて出所した人

刑期を終えて出所した人やその家族は、更生意欲があってもその経歴を理由に就労、住居、婚姻といった場面で差別や人権侵害が起こるなど、社会に根強い偏見や差別意識にさらされることがあります。

このような人々が、円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。刑期を終えて出所した人等の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権が侵害されることのないよう、

偏見や差別の解消に向け、保護司や更生保護女性会と連携し一層の啓発活動に取り組むことが必要です。

また、高齢または障がい者であるため福祉的支援を必要とする出所予定の人に対しては、出所後の福祉サービスの申請支援等を行う「地域生活定着支援事業」が円滑に支援がおこなえるよう、連携を図ります。

④ アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道などに先住していた民族であり、独自の言語であるアイヌ語や伝統的儀式、歴史や文化を持っています。しかし、明治以降の同化政策のなかで、アイヌの人々の伝統的な生業である狩猟や漁猟は禁止され、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別を受けてきました。これらにより、民族としての誇りである文化や伝統は失われつつある状況であるとともに、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの歴史や伝統、独自の文化を理解する教育の機会をもち、アイヌの人々への偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組んでいくことが重要です。

⑤ 拉致被害者

拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。平成 14（2002）年9月に平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人の拉致を認め、政府認定の日本人拉致被害者 17 人のうち、5 人とその家族は帰国が実現しましたが、残りの人々については、安否不明のままです。

国際社会をあげて取り組むべき課題とされるなか、拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、拉致問題に関する国内外国民の関心と認識を深めていくことが必要です。

また、平成 23（2011）年4月、国の「人権教育・啓発基本計画」の中に「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が新たに盛り込まれ、拉致問題は、「国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である」とし、正しい知識の普及及び理解と関心を深める取り組みを行っています。

日光市においても、啓発活動に取り組み、広く市民への周知に努める必要があります。

⑥ 生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難となる恐れのある人の中には、病気で働けない、負債を抱えている、引きこもり状態にあるなどの複合的な課題を抱え、自己肯定感や自尊感情を失っている人が多く、人間としての尊厳の確保に留意する必要があります。真に困窮している人ほど、自ら SOS を発することが難しく、社会とのつながりが薄れ、自ら行政等に出向くことができず、必要なサービスを知り得ない状況も見受けられるため、地域や関係機関が連携し、生活困窮者を積極的に相談窓口につなげる必要があります。

また、経済的な理由による学習機会の喪失により、貧困の連鎖に繋がるケースが少ない生活困窮世帯の子どもたちに対し、世帯の経済状況に左右されない環境づくりへの支援が求められています。

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

「日光市人権尊重の社会づくり条例」（以下「条例」という。）に基づく、市が推進する「日光市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」（以下「基本方針」という。）において、「一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会」を目指すことを基本理念としています。

このため、当計画においても「条例」及び「基本方針」との整合を図り、「一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会」を基本理念とします。

◎基本理念

一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会

2 計画の基本方針及び課題別の分野

（1）計画の基本方針

「基本方針」では、「一人ひとりの人権を尊重するための施策に関する基本的事項」において、「日光市が目指す人権尊重の社会」として、次の3つの項目を定めています。

- 一人ひとりが個人として尊重される社会
- 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会
- 一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会

当計画では、この3項目を基本方針として位置づけます。

◎基本方針

- 一人ひとりが個人として尊重される社会
- 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会
- 一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会

（２）課題別の分野

当計画の基本方針を柱として、人権問題に係る重要課題を分野別に整理します。
整理にあたっては、「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」との整合を図り、
課題別に11種類の分野を設定します。

◎ 11種類の分野

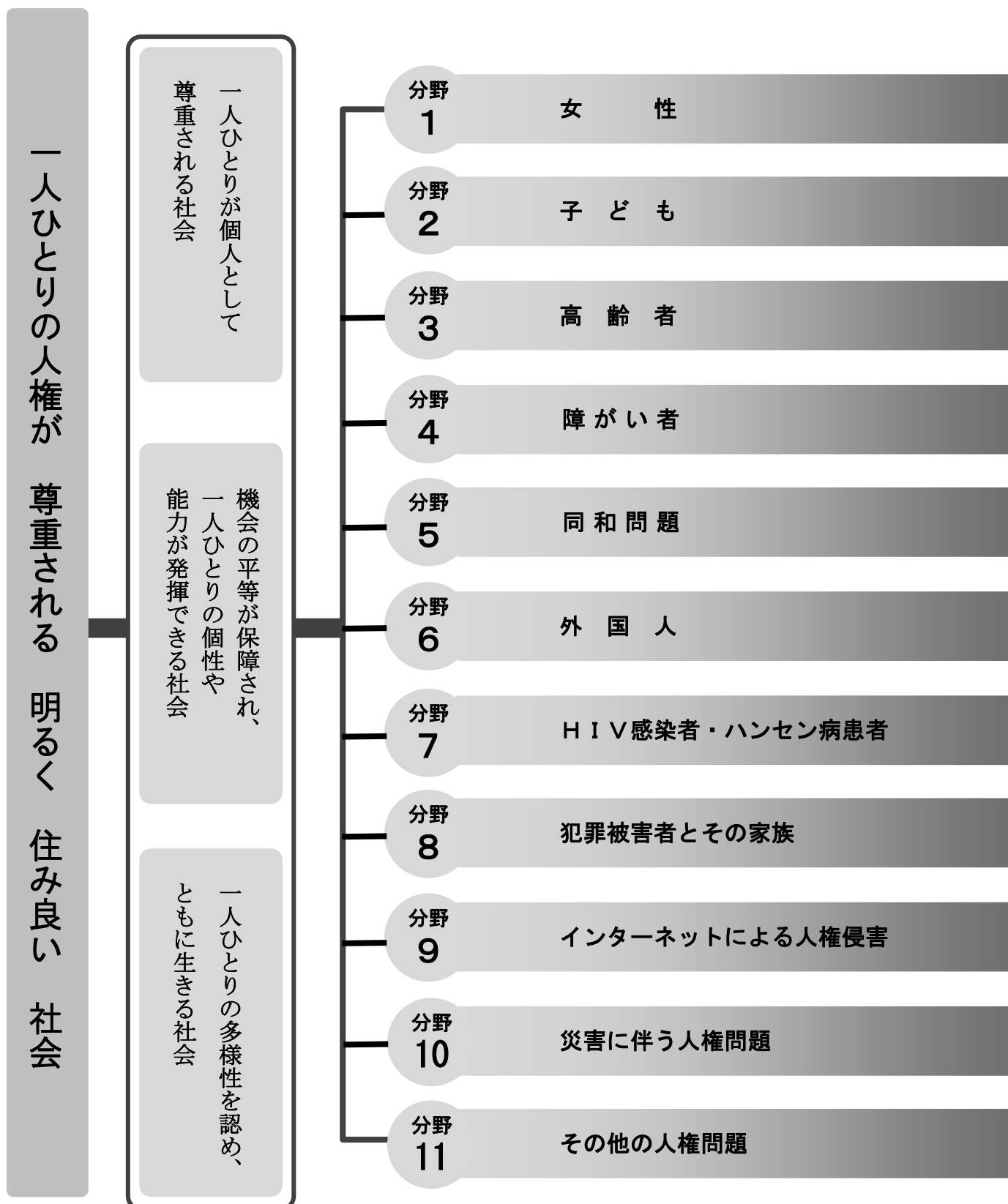
- ① 女性
- ② 子ども
- ③ 高齢者
- ④ 障がい者
- ⑤ 同和問題
- ⑥ 外国人
- ⑦ HIV感染者・ハンセン病患者
- ⑧ 犯罪被害者とその家族
- ⑨ インターネットによる人権侵害
- ⑩ 災害に伴う人権問題
- ⑪ その他の人権問題

3 施策の体系

【 基本理念 】

【 基本方針 】

【 課 題 別 の 分 野 】



【 分 野 別 の 施 策 】

施策 1 男女の役割に対する固定的な考え方の解消に努めます

施策 2 男女間のあらゆる暴力の根絶に努めます

施策 3 子どもへの暴力を見逃さない環境づくりに努めます

施策 4 子育てにおける悩みや問題に対する相談・支援体制の充実に努めます

施策 5 いじめ等の悩みを早期発見できる相談体制の充実に努めます

施策 6 人権について考える機会を設けます

施策 7 高齢者の意思が尊重される環境づくりに努めます

施策 8 高齢者の虐待防止に努めます

施策 9 高齢者の社会参加を推進します

施策 10 障がいのある人への理解の促進と、差別の解消、合理的配慮の提供に努めます

施策 11 地域での自立生活に向けた支援と虐待の防止に努めます

施策 12 正しい理解と認識に向けた教育及び周知啓発に努めます

施策 13 多文化共生の地域づくりに取り組みます

施策 14 外国人市民への生活支援を図ります

施策 15 ホスピタリティの意識を育みます

施策 16 HIV感染症やハンセン病に対する正しい知識の周知・啓発に努めます

施策 17 市民の理解を深めるための周知・啓発に努めます

施策 18 関係機関との連携を図ります

施策 19 児童生徒の健全育成を目的とした情報教育の推進に努めます

施策 20 インターネット等による人権侵害への相談支援に努めます

施策 21 プライバシーに配慮した避難所の環境整備に努めます

施策 22 人権問題の解消に向けた意識を醸成する取り組みを推進します

第4章 分野別人権施策の推進

1 女性

男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の充実を図るために「男女共同参画プラン日光（第2期計画）」に基づき、各種啓発の充実に努め、性別にとらわれず互いを尊重する意識の向上を目指します。

施策1 男女の役割に対する固定的な考え方の解消に努めます。

男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合えるよう、互いの役割や立場について考える機会を提供するとともに、男女共同参画の考え方について周知・啓発します。

■ 事業内容 ■

事業 1 男女共同参画フォーラムの開催		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催します。	市民の人権意識の向上という視点を持って、市民自らが学ぶ学習機会となるよう、男女共同参画に関する講演等を開催します。	人権・男女共同参画課

事業 2 男女共同参画セミナーの開催		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
男女共同参画の意識を啓発するため、セミナーを開催します。	地域に住む人の人権意識の向上という視点を持って、自らが考え学べる機会になるよう、地域が必要とするテーマでセミナーを開催します。	人権・男女共同参画課

事業 3 広報紙「は一とふる日光」の発行		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
男女共同参画の理解と意識の啓発のため、広報紙を発行します。	男女共同参画の正しい情報の発信という視点を持って、市民の男女共同参画に対する理解が深まる広報紙を発行します。	人権・男女共同参画課

事業 4 家庭教育関係講座・講演会の開催		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
家庭における子どもの教育に必要な知識や技術を学習する機会を、多くの人に提供します。	家庭における男女共同参画の実践を視点に持って、家庭の教育力の向上につなげる関係講座・講演会を開催します。	生涯学習課

事業 5 ひかりの郷にっこう出前講座		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供します。	社会のあらゆる分野での男女共同参画の実践を視点に持って、男女が気軽に参加し学び合うことのできる学習機会の提供を行います。	中央公民館

事業 6 クォータ制導入の促進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
審議会・委員会等において、任命・選挙を問わず、一方の性が40%を下回らないよう定めたクォータ制導入を促進します。	あらゆる分野における男女双方の能力が活用されるよう、各種審議会や委員会に女性の参画を促進します。	人権・男女共同参画課

事業 7 男女共同参画推進事業者等の表彰		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
日光市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を推進している事業者等を表彰します。	男女共同参画を推進している事業者等を表彰することで、周りの事業者等にも男女共同参画の推進を促進します。	人権・男女共同参画課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H28	目標値 H34
家庭教育講座・講演会実施回数	193 回	227 回
各種審議会・委員会への女性登用率	36 %	40 %
積極的に男女共同参画を推進している事業者等の認定数	19 事業者	28 事業者

施策2 男女間のあらゆる暴力の根絶に努めます。

男女間のあらゆる暴力を根絶するため、「日光市配偶者からの暴力対策基本計画（第2期計画）」に基づき、暴力そのものに対する認識を高めるべく、一層の広報・啓発を図るとともに、相談支援体制の充実に努め、関係機関連携の下、被害者の状況に応じたきめ細やかで切れ目のない支援を行います。

■ 事業内容 ■

事業 8 男女共同参画セミナー高校生編における啓発の実施		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
男女共同参画セミナー高校生編の開催時に、デートDV防止の意識づけに関する啓発活動を行います。	高校生へのデートDV防止にかかわる啓発を行うことで、若い世代が将来のDV加害者や被害者とならないよう、早期予防の観点から啓発事業に取り組みます。	人権・男女共同参画課

事業 9 「女性に対する暴力をなくす運動」の推進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
毎年11月12日から11月25日に行われている、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目的とした「女性に対する暴力をなくす運動」についての啓発記事を市広報に掲載します。	女性の人権尊重の視点を持って、暴力の根絶に向けた意識啓発の充実を図ります。	人権・男女共同参画課

事業 10 配偶者暴力相談支援センターの運営		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
被害者にとって最も身近な相談窓口として、配偶者暴力相談支援センターにおいてDV相談に総合的かつ円滑に対応します。	DV被害者の保護やあらゆる暴力の根絶といった視点を持って、複雑化する相談内容に対し、関連する機関と積極的に連携し、総合的な対策に取り組みます。また、各種研修会に参加するなど、相談員の相談対応の資質向上に努めます。	人権・男女共同参画課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H28	目標値 H34
「DV」や「デートDV」の意味を知っている高校生の割合	64%	79%

2 子ども

「日光市子どもの権利に関する条例」を踏まえ、子どもの人権の尊重及び保護に向けて取り組むとともに、児童虐待防止の強化、家庭教育や子育てへの支援の強化、いじめ等の早期発見と被害者に対する支援体制の確立など、子どもが安心して育つことのできる環境づくりを進めます。

施策3 子どもへの暴力を見逃さない環境づくりに努めます。

児童虐待をはじめとする子どもに対する人権侵害問題に対し、早期発見や早期支援が行えるよう、相談ができる環境づくりに努めるとともに、支援体制の強化・充実に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 11 要保護児童対策地域協議会の運営		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握、サポート及び啓発活動を行います。	児童虐待の早期発見、早期予防の視点を持って、関係機関の担当者同士が情報を共有し、適切な支援を協議する場とします。	人権・男女共同参画課
事業 12 主任児童委員、民生委員・児童委員との連携強化		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
児童虐待の早期発見、早期対応のために主任児童委員、民生委員・児童委員と連携を強化します。	地域の中での見守り視点を持って、主任児童委員や民生委員・児童委員と、市の担当間で児童虐待の早期発見、早期対応に向けた情報共有などの連携を行います。	人権・男女共同参画課 社会福祉課
事業 13 乳幼児健康診査事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
健康診査等から児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を充実します。	児童虐待の早期発見・予防の視点を持って、乳幼児健康診査の場において虐待の有無やリスク、発育・発達・育児状況の確認及び保健指導等を行い、適切な支援につなげます。	健康課

事業 14 すくすく子育て相談		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
就学前の子どもと保護者を対象に、各地区で身体測定や保健師による発達及び育児相談を実施します。	就学前の子どもと保護者を対象に、各地区で身体計測や保健師による発育・発達の確認及び育児相談を実施します。	健康課

事業 15 育児支援家庭訪問事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
育児不安を抱える家庭や、虐待の恐れのある家庭へ訪問し、育児支援を行います。事業はNPO法人に委託して実施します。	児童虐待の早期発見・予防の視点を持って、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し訪問による支援を行い、安心して子どもが養育される環境づくりに努めます。	人権・男女共同参画課

事業 16 家庭児童相談室による相談支援の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
NPO法人との協働により24時間体制での相談業務を実施します。	児童虐待への迅速な予防・防止の視点を持って、NPO法人との協働により、相談指導業務を充実強化し、適正に子どもが養育される環境の向上に努めます。	人権・男女共同参画課

事業 17 子どもの居場所づくり事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
養育困難家庭の児童を対象に、食事や入浴、日常生活等の世話をを行います。また、育児に不安のある親への支援を行います。	養育困難な家庭の親と子どもに対する支援の視点を持って、食事、風呂の世話等が受けられない子どもの放課後の居場所となるよう、事業の継続を図ります。	人権・男女共同参画課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H28	目標値 H34
要保護児童対策地域協議会の開催回数	12 回	13 回
育児支援家庭訪問実施回数	409 回	420 回
子どもの居場所開設日数	501 日	510 日

施策4 子育てにおける悩みや問題に対する相談・支援体制の充実に努めます。

子育て中の家庭に対し、子育てに関する相談や悩みについてを相談出来る相談支援体制づくりに努め、保護者の悩みや負担感の軽減を図るとともに、安心して子育てが出来る環境づくりに努めます。

■ 事業内容 ■

事業 18 妊婦の健康相談事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
妊婦さんアンケートを用いて、妊婦に対して面接や電話相談を行ない、支援プラン作成及び保健指導を実施します。また継続して支援が必要な妊婦に対し、関係機関と連携の上、支援を継続します。	健康に妊娠経過をおくるという視点をもって、異常の発生予防及び早期発見に努めるとともに、心理的・社会的背景や家族状況を把握し、助言・支援等適切なサービス提供を行います。	健康課

事業 19 妊産婦訪問指導事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
本人・関係機関からの相談希望や支援の必要がある妊産婦に対し、助産師、保健師による家庭訪問指導を行い、妊娠・分娩・産褥期の健康管理に努めます。	妊娠から産褥までの経過を心身ともに健康な状態でおくれるよう、支援が必要な妊産婦の保健指導を行います。	健康課

事業 20 赤ちゃん訪問事業（未熟児・母子保健訪問を含む）		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
4か月までの乳児のいる全家庭を助産師が訪問して、乳児の健康状態や養育環境等の把握とともに、子育てに関する助言や産婦への保健指導を行います。さらに支援が必要な家庭には、継続して保健指導を実施します。	子どもの発育や育児不安の軽減という視点を持って、子育てに関する助言や、情報の提供を行います。	健康課

事業 21	子育て教室（心理・発達相談）事業	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
保護者の育児や子どもの発達に関する不安や悩みに対応するため、臨床心理士による心理相談及び臨床発達心理士による発達相談を実施します。	保護者の育児に関する不安や悩みの軽減という視点を持って、子どもの発達に関する相談を行い、適切な支援につなげ、児童虐待の予防の機会とします。	健康課

事業 22	あおぞら教室（言葉の相談）事業	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
言葉やコミュニケーションに心配のある乳幼児を対象に、言語聴覚士による相談を実施します。	子どもの発育に関する悩みの軽減を視점에、言語聴覚士による相談を実施し、必要に応じて、適切な支援につなげます。	健康課

事業 23	地域子育て支援センターの充実	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
地域の子育て支援情報の収集・提供や子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、子育ての相談や親子の交流のほか、地域に出向いた地域支援活動や交流会などを展開します。	保護者の子育てに関する悩みや不安の軽減という視点を持って、子育て相談や、親子の交流を行う機会となるよう場の提供を図ります。	子育て支援課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H28	目標値 H34
妊産婦健康診査受診率	96.7 %	100.0 %
乳児全戸訪問の実施率	98.4 %	100.0 %
地域子育て支援センター利用者数	22,762 人/年	25,000 人/年

施策5 いじめ等の悩みを早期発見できる相談体制の充実に努めます。

学校内でのいじめの早期発見、早期対応ができるよう、悩みを抱えた子どもが気軽に相談できる環境を整えるとともに、いじめが発生した場合に適切に対応できる指導者の育成を図ります。

■ 事業内容 ■

事業 24 人権教育指導者研修会の開催及び参加促進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
国際化・情報化などの新たな問題などにも対応できるよう、人権教育指導者研修会を開催します。また、各種研修会などへの参加促進を図ります。	子どもに対して適切な人権意識を指導できる指導者の養成を目的に、研修会を開催します。	生涯学習課

事業 25 各種相談体制の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市教育相談員、スクールカウンセラー、心の教室相談員、特別支援教育相談員、家庭児童相談員、指導主事などが協力し、子どもや保護者の悩みに対して電話や来室、市民サービスセンター(月2回)での各種相談を実施します。	学校生活や日常生活のなかで抱える悩みの軽減という視点を持って、さまざまな機会や場面で相談できるよう、関係機関・団体が連携して実施します。	学校教育課

事業 26 心の教室相談事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市内中学校を中心に心の教室相談員を配置し、生徒が悩みごとなどを気軽に話すことのできる相談の場として実施します。	悩みを気軽に相談できる場という視点を持って、いじめや日頃から抱えている悩みを相談によって解消し、心のゆとりを持てるような環境づくりを推進します。	学校教育課

事業 27	適応指導教室事業	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
不登校傾向の児童生徒について、適応指導教室での学習や、集団活動を通して心の安定を図り、自立心や社会性を養い、学校復帰への意欲を高めるよう支援します。	不登校傾向の児童生徒が、適応指導教室での学習や、集団活動を通して心の安定を図ることができるよう支援します。	学校教育課

事業 28	スクールカウンセラー等による学校内での相談事業	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市内の各学校に県から配属されたスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者からの相談に対応します。	学校内のカウンセリング機能の充実という視点から、今後も県への増員要望を行い、相談体制の充実を図ります。	学校教育課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H28	目標値 H34
人権教育指導者研修参加者数	94 人	110 人
適応指導教室通級児童生徒学校復帰率	90.48 %	100.0 %

施策6 人権について考える機会を設けます。

思いやりの気持ちを持ち、他者を尊重できる人権意識を育めるよう、多様な人権について考える啓発や体験学習などを実施し、人権について考えることができる機会を設けます。

■ 事業内容 ■

事業 29 人権尊重啓発標語・ポスター募集事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
小・中学生に対し人権尊重標語・ポスターの募集を行い、人権尊重の啓発に努めます。	将来を担う子どもたちが、人権について考え、正しく理解し、豊かな心を育めるよう、取り組みます。	生涯学習課
事業 30 人権学習体験事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
小・中学生を対象に、疑似体験を通して障がいのある人への理解を深め、思いやりの心を育むために、盲導犬体験学習を実施します。	将来を担う子どもたちが、人権や思いやりの心について考え、豊かな心を育めるよう、取り組みます。	生涯学習課
事業 31 人権教育だより「未来」の発行		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
毎月1回テーマを定め、小・中学生および保護者に啓発資料を発行しています。	小・中学生および保護者に対し、啓発資料による人権、人権教育についての理解を促します。	学校教育課
事業 32 人権の花運動の実施		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
人権擁護委員、法務局との連携を図り、小学生を対象に、花の種子や球根を配布し、児童が協力しながら花を育てることで思いやりの心を育みます。	花を育てることを通して、やさしい思いやりの心を体得させ人権意識を育みます。	人権・男女共同参画課

事業 33 人権ミニフェスタの開催		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
一人ひとりの人権が尊重される明るく住み良い社会の実現を目指すため、市民等を対象としたイベントを開催します。	開催にあたっては、「日光市人権尊重の社会づくり条例」及び「子どもの権利に関する条例」の理念を具現化するという視点を持って、子どもの参画を促すものとします。	人権・男女共同参画課 社会福祉課 生涯学習課

事業 34 人権啓発活動の実施		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
地元のプロアイスホッケーチーム「日光アイスバックス」の試合会場や、「そばまつり」など家族連れが多く集まるイベント時に、人権擁護委員等との連携を図り、人権に関する啓発活動を行います。	多くの来場者が訪れる機会を活用することで、子どもに対してだけではなく、家庭で人権について考えるきっかけとなるよう、幅広い周知・啓発が期待できます。	人権・男女共同参画課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H28	目標値 H34
人権尊重啓発標語応募件数	6,376 件	6,300 件
盲導犬体験学習等事業実施校数	22 校	25 校

3 高齢者

高齢者の意思や選択が尊重されるよう、高齢者理解に向けた世代間交流や地域社会全体での支えあいの仕組みの構築などによって、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、人権擁護に努めます。

施策7 高齢者の意思が尊重される環境づくりに努めます。

今後も高齢化が進むなかで、高齢期を迎えても自身の意思や選択が可能な限り尊重される環境づくりや制度の充実に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 35 日常生活自立支援事業の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
高齢者や障がいのある人の地域生活を支援するため、福祉サービス利用に対する相談や情報提供、日常的な金銭管理などを行います。 (とちぎ権利擁護センター「あすてらす・にっこう」)	高齢者や障がいのある人の意思を尊重するという視点を持って、日常的な金銭管理等の支援を行い、地域生活が継続されるよう配慮します。	社会福祉協議会
事業 36 成年後見制度利用支援事業の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、認知症等により判断能力が不十分な高齢者が制度を利用することができるよう、市長による後見選任申立や、制度利用に必要な費用の助成を行います。	認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利を守るという視点を持って、制度利用の支援や広報・普及活動に取り組みます。	高齢福祉課
事業 37 法人後見事業の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
判断能力が十分でなくなっても、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度活用の支援や、後見人等の受任による財産管理・身上監護などを行います。	高齢者や障がいのある人の意思を尊重するという視点を持って、地域で安心して暮らすことができるよう支援します。	社会福祉協議会

事業 38 地域包括支援センターの機能強化		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で長く暮らせるように、身近な場所に地域包括支援センターを設置し、相談内容に応じた支援を行います。	身近な場所に地域包括支援センターを設置し、高齢者やその家族がいつでも相談できるような体制づくりに努めるとともに、基幹型のセンターを設置することで、各センターの機能強化を図ります。	高齢福祉課
事業 39 民生委員・児童委員の相談活動の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
問題を抱えながらも相談に行けない高齢者や家族などの発見や、相談・指導・助言などの個別援助活動を行う民生委員・児童委員の相談活動の充実を図ります。	住み慣れた地域での生活の継続という視点を持って、相談・指導・助言などの個別援助活動を行う民生委員・児童委員の活動を通じて、地域の中で暮らす高齢者や家族の悩みや問題の解決を図ります。	社会福祉課
事業 40 包括的・継続的ケアマネジメント体制の確立		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
地域包括ケア体制の確立のため、地域ケア会議等を通じて、対応困難なケースの検討、サービスの改善、多職種連携の構築を行います。地域におけるさまざまな資源を活用し(「包括的」)、途切れることなく(「継続的」)、施設・在宅を通じた地域における生活を支援します。	住み慣れた地域での生活を継続するという視点を持って、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」のサービスが切れ目なく提供される地域包括ケア体制の充実を目指します。	高齢福祉課

事業 41 福祉教育の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
各小・中学校では、授業、行事の一貫として近隣の高齢者を学校に招待したり、高齢者施設を訪問して、交流活動やボランティア活動を実施しています。 また、「ひかりの郷につこう出前講座」による高齢者福祉に関する学習、中学校「マイチャレンジ」による各種福祉施設での体験学習、在宅介護オフィス支援施設への訪問学習などを行っています。	高齢者を思いやる意識という視点を持って、多世代間での交流や、学習を通して高齢者の理解を深める教育を進めます。	学校教育課

事業 42 認知症高齢者等への支援		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
認知症サポーター養成講座や認知症予防教室、及び相談事業や訪問活動を実施します。	認知症の人が、尊厳を保ちながら安心して地域で暮らしていくために、地域の団体や企業等に対し認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めます。また、初期認知症高齢者の早期発見・早期支援をするために相談体制の充実を図ります。	高齢福祉課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H28	目標値 H34
認知症サポーター養成講座受講者数	6,006 人	9,000 人

施策8 高齢者の虐待防止に努めます。

高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、高齢者や家族介護者の抱える問題や不安等を把握し、必要とする支援を行うことで、精神的・身体的負担を軽減するとともに、虐待の防止に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 43 高齢者支援ネットワーク協議会の開催		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
高齢者虐待防止等の調査及び検討、虐待を受けている高齢者や養護者に対する支援体制を検討する等の取り組みを行っています。	地域の代表者や保健、医療、福祉などの関係機関、関係行政機関職員等により組織された協議会において、高齢者虐待の防止及び早期発見、並びに養護者に対する支援等を円滑に実施するための検討を行います。	高齢福祉課

事業 44 相談体制の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
地域包括支援センターを身近な場所に設置するとともに、休日夜間の相談への対応として、24時間の相談体制をとることで、いつでも気軽に相談が行える体制づくりを行います。	地域で生活する高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、その相談内容に応じて必要な支援を行うことで、介護者の精神的・身体的負担の軽減を図るとともに、高齢者虐待の防止につなげます。	高齢福祉課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H28	目標値 H34
高齢者総合相談受付件数	11,011 件	11,500 件

施策 9 高齢者の社会参加を推進します。

高齢者が住みなれた地域で生きがいを持ち、豊かで充実した生活を送り、社会参加できるよう支援していきます。

■ 事業内容 ■

事業 45 高齢者の就業支援		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
シルバー人材センターの運営を助成し、働く意欲のある高齢者のために就業機会の確保・提供を行い、高齢者の生きがいづくり・社会参加を支援します。	高齢者の就業を通しての生きがいづくりを担う組織という視点を持って、シルバー人材センターの運営を助成し、働く意欲のある高齢者の支援を行ないます。	高齢福祉課

事業 46 健康づくりの推進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
生活習慣病予防や介護予防を重視し、市民一人ひとりが生涯を通じて健康に生活できるよう、各種教室や相談など健康づくり事業を実施します。 また、特定健診・はつらつ健診、各種がん検診及び疾病や健康状態に合わせた保健指導など、各種の保健事業を実施します。	高齢者が心身ともに健康で生きがいのある豊かな生活の実現という視点を持って、健康寿命を伸ばし、元気に活動できるような生活習慣を意識づけ、生活習慣病やがんの予防を図ります。	健康課 保険年金課 高齢福祉課

事業 47 介護予防につながる地域づくり		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
身体機能の維持・向上や閉じこもり予防等、介護予防につながる住民の主体的な通いの場の設置や継続に向けて支援します。	高齢者が心身ともに健康で生きがいを持って豊かな生活を実現するという視点を持って、介護予防を推進し、高齢者が元気に生活できるよう支援します。	高齢福祉課

事業 48 地域ふれあい事業（ふれあい・いきいきサロン）		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
孤立しない人間関係づくりや閉じこもり防止、健康維持等を目的に、ふれあい・いきいきサロンを実施するための支援を行います。	高齢者の社会参加支援という視点を持って、地域のなかでの孤立化の防止や生きがいがづくりの創出を図ります。	社会福祉協議会

事業 49 デマンドバスの運行		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市民の日常生活に必要な交通手段を確保し、その利便性の向上を図るため、利用者の予約に応じて運行するデマンドバスを運行します。	高齢者の社会参加支援という視点を持って、デマンドバスのさらなる利便性の向上を図るため、交通手段の確保を推進し、高齢者の外出を支援します。	生活安全課

事業 50 地域内交通の支援		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、地域が主体となって導入する地域内交通を支援します。	高齢者の社会参加支援という視点を持って、地域内交通（デマンドタクシーなど）の導入を推進し、高齢者の外出を支援します。	生活安全課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H28	目標値 H34
シルバー人材センター就業延べ人数	66,148 人	73,570 人

4 障がい者

障がいのある人が住みなれた地域で安心して生活し、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合えるよう、「日光市障がい者計画」「日光市障がい福祉計画」に基づき、様々な障がいに対する理解の促進と、差別の解消、合理的配慮の提供、支援体制の強化を進めます。

施策 10 障がいのある人への理解の促進と、差別の解消、合理的配慮の提供に努めます

障がいのある人が地域の中で差別を受けていると感じていることから、障がいに対する理解や認識を深めるとともに、障がい者に対する差別の解消を図ることが大切です。

■ 事業内容 ■

事業 51 人権学習体験事業【再掲】		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
小・中学生を対象に、疑似体験を通して障がいのある人への理解を深め、思いやりの心を育むために、盲導犬体験学習を実施します。	将来を担う子どもたちが、人権や思いやりの心について考え、豊かな心を育めるよう、取り組みます。	生涯学習課
事業 52 障がいや障がい者施策に関する市民への情報提供		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市の広報や、ホームページなどのあらゆる媒体を通して、市の障がい者施策等の情報を提供します。	障がいのある人や障がいを理解するという視点を持って、市の障がい者施策等の情報を提供することで、障がいのある人への理解を深める機会を提供します。	社会福祉課
事業 53 「障がい者週間」などの啓発活動		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がい者週間や人権週間などを通じた人権教育、啓発活動を推進します。	障がいのある人や障がいを理解するという視点を持って、市民全体に対する障がいのある人に対して周知・啓発を行います。	社会福祉課

事業 54 障害者差別解消法の推進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障害者差別解消法に基づき、差別の解消と合理的配慮を推進します。	障がいのある人には、社会生活をさまたげる様々な障壁や差別があるという視点で、その障壁を取り除くための取組を行います。	社会福祉課
事業 55 学校教育等における福祉教育の推進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
学校教育での総合的な学習の時間などを活用した福祉教育を推進します。	障がいのある人を理解するという視点を持って、障がいについて考え、理解する機会を設けます。	学校教育課
事業 56 交流の場づくりと障がい者団体への活動支援		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がいのある人もない人も交流できる機会の創出や障がい者団体への活動支援を行います。	障がいのある人もない人も、お互いに立場や考え方を分かち合うという視点を持って、障がいの有無にかかわらず集まり交流できる機会づくりを支援します。	社会福祉課
事業 57 障がいのある人の余暇活動への支援		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がいのある人の生活の豊かさの充実のため、障がい者文化・スポーツ振興に対する支援を行います。	ソーシャルインクルージョンの視点を持って、障がいの有無に関わらず様々な場面で障がいのある人も参加し、活動できるよう支援を行います。	社会福祉課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H28	目標値 H34
障がい者文化・芸術展への出展者数	98 人	125 人
スポーツ教室参加者数	28 人	70 人

施策 11 地域での自立生活に向けた支援と虐待の防止に努めます。

障がいのある人に自立した生活を支援するために、ニーズに対応したサービスを充実させるとともに、安全に安心して暮らせるよう、快適な環境づくりと虐待の防止に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 58 障がい福祉計画の策定(障がい福祉サービスの確保)		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がいのある人が住みなれた地域での生活を継続できるよう、「障がい福祉計画」において各種障がい福祉サービスの利用量を見込み、サービスの確保に努めます。	障がいのある人が住みなれた地域での生活の継続という視点を持って、各種障がい福祉サービスの確保に努めます。	社会福祉課
事業 59 窓口サービスの充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
それぞれの障がいの特性に配慮したきめ細やかな窓口サービスの充実に努めます。	障がいのある人が、安心して暮らせるまちづくりといった視点で、障がいのある人が気軽に相談や、各種手続きに訪れることができる窓口対応に努めます。	社会福祉課
事業 60 相談支援体制の整備		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がいのある人と、その支援者が抱える多種多様な相談に、柔軟に対応できる相談支援体制の整備を行います。	障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるという視点を持って、身近な地域で、いつでも気軽に相談に応じることのできる相談支援体制の整備を行います。	社会福祉課
事業 61 障がいのある人の情報バリアフリー化の推進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がいを理由に情報の入手に困難を感じるがないよう、手話を含めた様々なコミュニケーション手段の普及啓発を行います。	障がいのある人が住みなれた地域での生活の継続という視点を持って、手軽に様々な情報を入手することができるよう、障がいの特性に応じた様々な情報提供を行います。	社会福祉課

事業 62 民生委員・児童委員の相談活動の充実		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
問題を抱えながらも相談に行けない障がいのある人や家族などの発見や相談・指導・助言などの個別援助活動を行う民生委員・児童委員の相談活動の充実を図ります。	障がいのある人が住みなれた地域での生活の継続という視点を持って、相談・指導・助言などの個別援助活動を行う民生委員・児童委員の活動を通じて、地域の中で暮らす障がいのある人や家族の悩みや問題解決を図ります。	社会福祉課

事業 63 就労支援と就労の場の確保		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がいのある人の自立を目的に、障がいのある人の雇用の拡大と就労の場の確保に努めます。	障がいのある人の自立を支援するという視点を持って、企業に対する啓発やハローワークとの連携強化による雇用拡大を図ります。	社会福祉課

事業 64 虐待防止など人権に関する啓発の推進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
障がいのある人に対する虐待防止のための関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発を行います。	障がいのある人の人権を尊重するという視点を持って、障がい者虐待に関する正しい認識と意識啓発を行います。	人権・男女 共同参画課 社会福祉課

事業 65 日常生活自立支援事業の充実【再掲】		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
高齢者や障がいのある人の地域生活を支援するため、福祉サービス利用に対する相談や情報提供、日常的な金銭管理などを行います。 (とちぎ権利擁護センター「あすてらす・にっこう」)	高齢者や障がいのある人の意思を尊重するという視点を持って、日常的な金銭管理等の支援を行い、地域生活が継続されるよう配慮します。	社会福祉協議会

事業 66	権利擁護体制の確立	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
地域生活支援事業や成年後見制度に関する周知と利用促進を行います。	障がいのある人の人権を尊重するという視点を持って、日常生活の中で必要な支援を受けることができるよう制度の周知・啓発を行います。	社会福祉課

事業 67	日光市障がい者虐待防止センターの運営	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
養護者や障がい者福祉施設の従事者、企業などの使用者による障がい者への虐待に関する通報・届出の受理、障がい者の保護のための相談、指導及び助言、広報・啓発を行います。	障がいのある人への虐待防止の視点を持って、障害者虐待防止法の周知に努めるとともに、相談窓口として障がい者虐待防止センターの周知・啓発に努めます。	社会福祉課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H28	目標値 H34
市内の共同生活援助（グループホーム）定員数	168 人	180 人
就労移行支援・就労継続支援サービス利用者数	228 人	250 人

5 同和問題

日本固有の重大な社会問題や人権問題といわれる同和問題をなくすために、学校教育の場や地域における学習や研修等の人権教育・啓発活動を進め、市民の同和問題に対する正しい理解と認識の向上を図ります。

施策 12 正しい理解と認識に向けた教育及び周知啓発に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 68	学校教育を通じた周知啓発	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
現職教育、社会科や道徳等の授業において、教職員、児童生徒がともに同和問題について考える機会を設けます。	学校教育を通じた周知啓発によって、同和問題に対する正しい理解や深い認識を目指します。	学校教育課

事業 69	人権相談事業	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
地域における心配ごと、困りごと相談や福祉施設などにおける特設相談など、人権擁護委員による人権相談を実施します。	日常生活や地域において、差別等の問題が発生した場合は、適切な相談と支援に努めます。	人権・男女共同参画課

事業 70	部落差別解消推進法の周知・啓発	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
平成28(2016)年 12 月に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」の周知・啓発を図ります。	「部落差別の解消の推進に関する法律」について、研修会の開催や、啓発物品の配布などの周知・啓発を行います。	人権・男女共同参画課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H28	目標値 H34
地域における人権相談実施回数	97 回	100 回

6 外国人

情報技術の進展等によりグローバルな社会となっている今日、国際交流が広がり、異なる文化や風習を理解し、尊重する豊かな国際感覚が求められています。また、外国人市民が地域の一員として社会参画ができるよう相互理解に努め、国籍や年齢性別に関わらず誰もが住みやすい日光市の実現に取り組みます。日光市は、日本を代表する国際的な観光地として、外国人観光客に対するホスピタリティの意識の醸成に取り組んでまいります。

施策 13 多文化共生の地域づくりに取り組みます。

■ 事業内容 ■

事業 71	多文化共生に関する講座の開催	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
多文化共生をテーマとした講座を開催することで、多様な文化を尊重できる意識を醸成し、異文化理解を深めます。	多文化共生社会の実現を視点に持って、市民が異文化を理解する機会を設け、多様な文化を尊重し受け入れることのできる意識づくりを図ります。	観光交流課

事業 72	国際交流イベント等の開催	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
交流イベントの開催や、外国人講師を招いた、各国の料理講座や料理教室を開催し、交流機会の提供や、異文化理解を深める取り組みを行います。	多文化共生社会の実現を視点に持って、市民が異文化について体感し理解するために異文化へ親しむ機会を設けます。	観光交流課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H28	目標値 H34
多文化共生に関する講座開催回数	4 回	6 回
国際交流イベント等の開催回数	12 回	18 回

施策 14 外国人市民への生活支援を図ります。

外国人市民が暮らしやすい環境とするために、各種の情報提供や相談業務の充実を図ります。

■ 事業内容 ■

事業 73	外国人相談業務		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課	
日光市国際交流員(CIR)が毎月第3火曜日に英語での相談を実施しています。	誰もが市民の一人としてともに働き、学び、ともに暮らすことのできるまちづくりの視点を持って、外国人市民が感じる日常生活のなかでの悩みや不安、文化の違いから生じるすれ違いなどに関する相談の場を設け、悩みや不安の解消に努めます。	市民課 観光交流課 人権・男女 共同参画課	

事業 74	配偶者暴力相談支援センターの運営【再掲】		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課	
配偶者暴力相談支援センターでは、生活習慣の違いなどから起こるDV相談を、婦人相談員が受け付け、対応しています。	互いのもつ文化的背景を尊重できる家庭生活実現を支援する視点を持って、文化や生活習慣の違いなどから生じる誤解やすれ違いなど、DVの防止や問題解消に努め支援します。	人権・男女 共同参画課	

事業 75	家庭児童相談室による相談支援の充実【再掲】		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課	
NPO法人との協力体制により24時間体制での相談業務を実施します。	異なる生活習慣や文化の違いによる不安やストレスから生じる児童虐待への迅速な予防・防止の視点を持って、NPO法人との協働により、相談指導業務を充実強化し、適正に子どもが養育される環境の向上に努めます。	人権・男女 共同参画課	

事業 76 外国人市民との懇談会の開催		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
日光市での生活に必要な情報の交換の場として、外国人市民と日本人市民の懇談会を開催します。	誰もが市民の一人としてともに働き、学び、ともに暮らすことのできるまちづくりの視点を持って、日光市に住んでいる外国人市民と日本人市民との懇談会を開催し、その中で、交わされる多様な意見をまちづくりに反映するとともに、相互理解を図ります。	観光交流課

事業 77 外国人市民の人権啓発		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
外国人市民が理解しやすい情報提供や安心して生活できる地域づくりを推進します。	日光市に暮らす市民として必要な情報が提供される体制や生活できる環境づくりに努めます。	人権・男女共同参画課

■ 成果目標（指標） ■

指 標	現状値 H28	目標値 H34
外国人市民との懇談会の開催数	0 回	3 回

施策 15 ホスピタリティの意識を育みます。

■ 事業内容 ■

事業 78	観光ホスピタリティ推進事業		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課	
外国人観光客を快く迎えるために、英会話講座・接遇研修や各国の文化や風習を学ぶ講座などを開催します。	訪れる人を快く迎えるホスピタリティ向上の視点を持って、外国人観光客が安心して観光に訪れることのできる環境づくりに努めます。	観光振興課	

7

H I V感染者・ハンセン病患者

HIV 感染症やハンセン病に対する理解不足による偏見や差別を解消していくために、正しい理解と認識がもてるよう、周知・啓発に努めます。

施策 16 HIV感染症やハンセン病に対する正しい知識の周知・啓発に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 79 HIV感染症やハンセン病に対する正しい知識の周知・啓発		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
市の広報や啓発パンフレット、周知ポスター等により、市民全体へHIV感染症やハンセン病に対する正しい知識の周知・啓発に努めます。	正しい理解と認識の推進という視点を持って、HIV感染症やハンセン病に関する知識を普及し、患者やその家族への理解を促進します。	健康課

8 犯罪被害者とその家族

犯罪被害者とその家族等の受ける二次被害等について、市民の理解を深めるための周知・啓発に努めるとともに、実際に二次被害等にあった犯罪被害者やその家族に対して、適切な支援を行えるよう、県や公益社団法人被害者支援センターとちぎと連携した支援活動を図ります。

施策 17 市民の理解を深めるための周知・啓発に努めます。

犯罪被害者が一日でも早く平穏な日常生活を取り戻し、安心して暮らしていけるよう社会全体で社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 80	啓発活動の推進	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
犯罪被害者等の支援に関するパネルの展示による啓発活動を実施します。	犯罪被害者とその家族等の受ける二次被害等について、市民の理解を深めるための周知・啓発に努めます。	人権・男女共同参画課

施策 18 関係機関との連携を図ります。

■ 事業内容 ■

事業 81	関係機関との連携の推進	
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
関係機関(県や公益社団法人被害者支援センターとちぎ)と連携した支援活動を図ります。	二次被害等にあった犯罪被害者やその家族に対して、適切な支援を行えるよう連携を図ります。	人権・男女共同参画課

9

インターネットによる人権侵害

インターネット等による個人のプライバシーや人権の侵害の防止に向け、インターネットをはじめとする情報発信メディアを利用する上でのモラルや責任についての周知・啓発を進めます。

さらに、扱いの手軽さから幼い頃から情報発信メディアにふれることが可能な子どもに対しては、子どもの権利擁護の視点から学校等の教育機関において情報発信メディアの利用に伴う危険性の認知、個人のプライバシーに対する理解、モラルの醸成といった情報教育を推進します。

施策 19 児童生徒の健全育成を目的とした情報教育の推進に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 82 児童生徒の健全育成を目的とした情報教育の推進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
小学校の教育課程への位置づけと、計画に沿った適切な指導がなされるために、各種研修会などを通し啓発を図ります。また、講師を招聘し、講演会を行ったり、要請に応じて指導主事による訪問指導を行ったりして、教職員、児童生徒、保護者への啓発を行います。	児童生徒の健全育成と人権意識の視点を持って、情報発信メディアの利用に伴う危険性の認知、個人のプライバシーに対する理解、情報モラルの醸成について取り組みます。	学校教育課

施策 20 インターネット等による人権侵害への相談支援に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 83 人権相談事業【再掲】		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課
地域における心配ごと、困りごと相談や福祉施設などにおける特設相談など、人権擁護委員による人権相談を実施します。	地域における人権問題だけでなく、インターネット等の情報メディアでの人権問題についても対応します。	人権・男女共同参画課

10 災害に伴う人権問題

被災者一人ひとりの人権の確保や、被災者が基本的な生活を営むことを保障されるよう、避難所におけるプライバシーに配慮した環境整備に努めます。

施策 21 プライバシーに配慮した避難所の環境整備に努めます。

■ 事業内容 ■

事業 84	プライバシーに配慮した備蓄の推進		
事業の内容	事業実施に対する視点	担当課	
避難所におけるプライバシー確保のための間仕切りや女性にも配慮した生活必需品の備蓄を進めます。	避難所においては、プライバシーの確保のほかに、高齢者や障がい者等、普段から特別な援助や配慮を必要とする立場にある方が、より一層厳しい状況に置かれるということが改めて認識されたことから、これらに配慮した備蓄を推進します。	総務課	

11 その他の人権問題

施策 22 人権問題の解消に向けた意識を醸成する取り組みを推進します。

（１）ホームレス

ホームレス本人の意思を尊重した自立支援を促進するとともに、地域社会のホームレスに対する差別・偏見を解消するための教育・啓発活動に取り組みます。

（２）性同一性障害や性的指向（LGBT）

性同一障害者「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになったものの、性同一性障害者に対する偏見や差別が存在していることから、この問題に関する正しい理解を深め、偏見や差別をなくすことが必要です。

特に、性同一障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で決め細やかな支援が必要であり、個別の事案に応じて児童生徒の心情等に配慮した対応を行います。

（３）刑期を終えて出所した人

刑期を終えて出所した人が社会の一員として更生し、自立した生活を営むことができるよう、保護司や更生保護女性会と連携し一層の啓発活動を行います。

更に、建設業界への雇用促進の上から、建設事業者の入札参加資格審査における格付け評価の加算を行う事で、就労支援の拡大を図ります。

（４）アイヌの人々

アイヌの人々への偏見や差別の解消に向け、アイヌの歴史や伝統、独自の文化を理解できるよう啓発活動を行います。

（５）拉致被害者

我が国に対する重大な人権侵害問題として、広く市民への周知に努め、拉致問題解決に向け、正しい知識の普及及び理解と関心を深めます。

（６）生活困窮者にかかわる人権問題

自治会長や民生委員など、地域との情報共有によるアプローチや、関係機関との連携により、生活困窮者を相談窓口へとつなげ、その方の状態に応じた包括的な支援を行うことにより、経済的自立のみならず、日常生活や社会生活における自立を目指します。

加えて、貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯の子どもたちへの学習支援を行い、子どもの将来が世帯の経済状況に左右されることのないよう支援します。

第 5 章 計 画 の 推 進

日光市人権尊重の社会づくり条例に基づく施策の基本方針を踏まえ、各種の人権施策を総合的・計画的に推進します。

施策の基本的な柱は、人権意識の高揚を図ることにあり、その推進に当っては、人権教育及び人権啓発、さらには相談・支援に関する取り組み方向を示した計画を定め、積極的かつ効果的な推進を図ります。

1 計画の推進体制

庁内においては、市長を本部長とする「日光市人権施策推進本部」において、人権施策の推進に係る基本的かつ総合的な事項や重要な事項の調整に関する事務を行います。また、推進本部に幹事会等をおき、本部の所掌事務について、協議・調整し、原案を作成するほか、本部が決定した施策の推進に必要な事項を担当します。

また、「日光市人権尊重の社会づくり条例」及び「日光市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針」の目的を達成するために必要な事項を調査、審議する「日光市人権施策推進審議会」との連携を図り、必要に応じて諮問、答申を行います。

本計画の進捗管理にあたっては、各年度において各人権分野に設定した指標を点検し、その結果をその後の対策の実施や、必要に応じて計画の見直し等に反映させていきます。

2 国、県、関係機関団体、企業等との連携

本計画の推進にあたっては、国や県の動向を把握し整合性に配慮するとともに社会情勢等も十分に考慮し、より効果のある施策の推進を図ります。

国・県の行政機関や関連自治体とは、人権教育・啓発活動を推進していくうえで広域的な取り組みを進める必要がある場合には、緊密な協働・連携を図ります。また、関係機関団体、企業と連携を図り、それぞれが個々の特色を活かして市民への積極的な人権教育・啓発に取り組めるよう、情報の提供や活動を支援し、協働・連携を進めていきます。

3 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るためには、人権尊重の理念について正しい理解を深め、これを体得できるよう人権教育及び人権啓発を積極的に推進します。

① 家庭、地域における人権教育及び人権啓発の推進

核家族化やライフスタイルの多様化によって、子育て不安や、介護問題、配偶者間のトラブル等、家庭内において人権問題が発生しやすい状態となっています。これらの問題を解決する相談支援体制の充実を図るとともに、家庭内で人権意識を持つことができるよう各種の情報の提供等を行い人権啓発を図ります。

また、地域においても、人権講演会等の人権問題に関する講演会及び研修会を開催し、人権について学習し理解を深める機会の提供に努め、地域の団体による主体的な活動を支援します。

② 保育園・幼稚園・学校における人権教育の推進

保育園・幼稚園・学校は、未来を担う子どもたちが、バランスのとれた人権感覚を身につけることが出来るよう、専門的知識や技術を活用し、子どもたちが理解しやすい方法で人権教育を実施することが必要です。また、家庭、地域、関係団体等と連携し、机上の理解にとどまらない人権教育・啓発の指導方法の研究・充実に努めます。

また、いじめ、不登校、家庭内での問題等の様々な問題を抱える児童生徒を適切・迅速に把握し、相談支援に結びつける体制の充実を図ります。

③ 企業等における人権教育及び人権啓発の推進

企業においては、雇用機会均等法の徹底や、男女間の労働条件の是正、セクシュアル・ハラスメントの防止対策やパワーハラスメント防止対策並びにマタニティハラスメント防止対策に取り組み、従業員の人権を尊重する職場づくりを推進します。

特に、企業の経営者や人事担当者などが人権問題について正しい知識と理解を持ち、人権尊重の精神を従業員に啓発することができるよう職場内研修や啓発事業の実施を推進します。

4 特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発

人権に深く関係する職業に従事している者に対しては、人権に配慮した業務の遂行をするよう、研修等を通じて人権尊重の意識を高めていきます。

市職員は、全体の奉仕者として常に人権を意識して、事業を推進していくことが求められています。

そこで、人権に関する課題に適切に対処していくために、正しい知識と理解を深める職場研修を実施してまいります。

教職員をはじめ教育関係者は、すべての教育活動において一人ひとりの人権を大切にしていくことを児童生徒、また保護者等に対して教え伝えなければなりません。そのため、さまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深め、人権問題の解決に資することができるよう自己研鑽に努めると共に、関係機関と連携して問題解決に当たらなければなりません。

医療や特定非営利活動法人などの福祉の分野に携わっている者は、生命や個人のプライバシー部分に深く関わっていることを認識し、人権に対する理解と配慮をもって対応することが求められます。さまざまな機会を捉えて人権研修を実施し、人権意識を保ち続けるよう支援します。

消防職員は、消火活動、救急救命活動、水難救助活動などの職務を担い、市民の生命、身体の安全や財産の保護に関わることから、各地区の消防団員も含め、人権研修を実施し、人権に配慮した任務の遂行が行えるよう支援します。

本計画を総合的かつ効果的に推進していくため、幅広い取り組みを行っていきます。

参 考 資 料

世界人権宣言	92
日本国憲法(抄)	95
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	97
栃木県人権尊重の社会づくり条例	98
日光市人権尊重の社会づくり条例	100
日光人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針	102
日光市子どもの権利に関する条例	104
日光市人権施策推進審議会規則	110
日光市人権施策推進審議会委員名簿	111
用語解説	112

世界人権宣言

1948年12月10日
国際連合第3回総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の規準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、

宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受

けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中、及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充

を受けることができる。

- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抄)

昭和21年(1946年) 11月3日公布

昭和22年(1947年) 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これ

を保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持され

なければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- ② すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成十二年十二月六日法律第四百十七号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

栃木県人権尊重の社会づくり条例

(平成15年栃木県条例第2号)

人権は、人間の尊厳に由来する固有の権利である。

人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が行われることなく、すべての人々が人権を享有し、自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

また、ふるさと栃木県が、国際化、情報化、高齢化をはじめとする社会情勢の変化に的確に対応しつつ、真に調和のとれた平和で豊かな地域社会として、今後とも活力ある発展を続けていくためにも、私たち一人一人が、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、人権の共存を図っていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、すべての県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、人権尊重の社会づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(県民の責務)

第3条 県民は、相互に人権を尊重しなければならない。

2 県民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に自ら努めるとともに、県が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(県と市町村との協力)

第4条 県及び市町村は、それぞれが実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に関し、相互に協力するものとする。

(施策の基本方針)

第5条 知事は、人権尊重の社会づくりの総合的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権尊重の社会づくりに関する基本的方向

(2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項

(3) 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県人権施策推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(栃木県人権施策推進審議会)

第6条 前条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、栃木県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、人権尊重の社会づくりに関し必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者、県議会の議員、市町村の長及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 省略

日光市人権尊重の社会づくり条例

前 文

第1条 目的

第2条 定義

第3条 市民の責務

第4条 市の責務

第5条 施策の基本方針

第6条 人権施策推進審議会

附則

前文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理です。また、基本的人権の享有と法の下の平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重され明るく住み良い社会の実現を目指し、人権の共存を図っていくことが私たちの願いです。

しかし、今もなお、人種、民族、性別、社会的身分等に起因する人権侵害が存在し、社会情勢の変化等により人権にかかわる新たな問題も生じ、それらの解決に向けた取組が求められています。

ここに、私たち日光市民は、「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会」の実現を目指し、たゆまぬ努力を重ねることを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市が推進する人権尊重の社会づくりに関し、市民及び市の責務を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「市民」とは、市内に居住し、通勤し、通学する者並びに市内において活動を行う団体及び事業者をいう。

(市民の責務)

第3条 市民は、あらゆる場において自他の人権を認め、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めなければならない。

2 市民は、市と共に自らがまちづくりの担い手として、人権尊重の社会づくりの推進に努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権尊重の社会づくりを推進するとともに、人権意識の高揚を図るための施策を実施する責務を有する。

- 2 市は、市民及び国、県その他の関係機関と連携を図りながら、人権尊重の社会づくりに関する施策を積極的に推進しなければならない。

(施策の基本方針)

第5条 市長は、人権尊重の社会づくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 一人ひとりの人権を尊重するための施策に関する基本的事項
 - (2) 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項
- 3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ日光市人権施策推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、社会情勢の変化により必要が生じたときは、基本方針を見直すものとする。

(人権施策推進審議会)

第6条 前条第3項の規定によりその権限に属せられた事務を処理し、及び市長の諮問に応じ、基本方針に関する事項その他条例の目的を達成するために必要な事項を調査審議するため、日光市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体から推薦を受けた者
 - (3) 市内に在住し、人権尊重の社会づくりに高い関心と問題意識を有する者
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は再任されることができる。
- 6 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

日光市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針

日光市人権尊重の社会づくり条例（以下「条例」という。）に基づく、市が推進する人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本理念は、「一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会」をつくることです。

（１）一人ひとりの人権を尊重するための施策に関する基本的事項

① 日光市が目指す人権尊重の社会

- 一人ひとりが個人として尊重される社会
- 機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会
- 一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会

② 人権施策に関する基本的方向

条例の趣旨を踏まえ、人権施策を総合的に推進します。

市の施策の基本的な方向は、人権教育・人権啓発により人権意識の高揚を図り、さらには相談・支援に関する取り組み方向を示した計画を定めて、計画に基づき積極的かつ効果的な推進を図ります。

（２）人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、HIV 感染者等のほか様々な人権問題は、個人の尊重と法の下での平等という普遍的な視点からも重要な課題です。これら重要課題に関する施策は、それぞれの個別法や個別計画等を踏まえて実施されますが、共通する基本施策である人権教育及び人権啓発並びに人権侵害に対する相談・支援については、次のとおり推進します。

① 人権教育・人権啓発の推進

様々な人権課題に対する偏見や差別等の人権侵害については、これらを生み出してきた背景や問題の現状などを正しく理解し改められるよう、人権教育及び人権啓発に取り組みます。

② 相談・支援体制

人権侵害を受けている人及び人権侵害を受けるおそれのある人に対する救済については、法務省の人権擁護機関や裁判制度、県の個別課題ごとの相談窓口及び保護機関によるほか、市においては広く人権に関する相談を人権相談員が総合的に対応し、個別課題ごとに設置している専門相談員がそれぞれの専門性をもって適切に対応していきます。さらに、関係機関との連携を強化するとともに、総合相談窓口等の設置を視野に入れ、相談者のニーズに応じた相談・支援体制の充実を図ります。

(3) 人権尊重の社会づくりの推進体制

① 人権意識の高揚

市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るためには、人権尊重の理念について正しい理解を深め、これを体得できるよう人権教育及び人権啓発を積極的に推進します。

- 様々な機会の提供

様々な場と機会を通じて人権教育・啓発を効果的かつ継続的に実施します。

- 実施主体間の連携

人権教育・啓発の実施主体間を繋ぐネットワークを充実し、連携、協力を強化します。

- 自主性の尊重

市民の自主性を尊重した人権教育・啓発により、正しい理解を得られるよう配慮します。

- 人権に関わりの深い特定職業(※)従事者に対する人権教育及び人権啓発

人権に深く関わる職業従事者に対して、より一層の人権教育・啓発に努めます。

② 推進体制

人権が尊重される平和で豊かな社会の実現には、市民、市、国及び県がそれぞれの立場から、人権尊重に向けた取り組みを主体的に実施していくことが重要であり、そうした観点から推進体制の充実を図っていく必要があります。

- 日光市民の責務

市民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に自ら努めるとともに、市が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するように努めます。

- 日光市の体制

全庁的に組織された「日光市人権施策推進本部」において、人権施策の推進を図ります。

条例の目的を達成するために「日光市人権施策推進審議会」の意見を聴きます。また、市民と関係団体及び行政職員で組織される「日光市人権施策推進委員会」との連携により、市民や企業等との協働を図りながら人権施策の充実を図ります。

- 国、県との連携

日本国憲法や県の推進する人権施策との整合性を図り、市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するために関係行政機関と連携します。

※ 人権に関わりの深い特定職業とは、行政、医療、特定非営利活動法人等に関連する職業を言います。

日光市子どもの権利に関する条例

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第8条—第11条）

第3章 権利の保障（第12条—第15条）

第4章 施策の推進（第16条—第20条）

第5章 権利の相談（第21条）

第6章 権利委員会（第22条・第23条）

第7章 雑則（第24条）

附則

すべての子どもは、生まれながらに一人の人間として尊重され、自らの意思で自分の未来を歩んでいく権利を有しています。そして、いかなる場合であっても、自分の権利を阻害されたり、剥奪されることがあってはなりません。

子どもが人として生き、守り育てられ、学び、自分の考えを表明し、社会に参加していくことは当然の権利です。また、自分の権利を知り、他の人の権利も認め、お互いの権利を尊重しあうことにより、人権尊重の意識が生まれるのです。

子どもは社会全体の宝であり、社会全体で子どもの権利を認め、一体となって連携をとり子どもを育てていくことが必要です。そのため、大人は、子どもを守り、子どもが成長する力を育み、子どもを理解し、子どもの最善の利益のために、できる限りの努力をしなければなりません。未来を担う子どもたちが、いきいきと輝き、自己実現を図れる社会を築くことが、大人の責任です。

ここに、日本国憲法や児童の権利に関する条約の基本理念を踏まえ、子どもが社会の一員として尊重され、心豊かにのびのびと健やかに育つことができる「子どもたちの未来がかがやくまち日光市」の実現を目指し、たゆまぬ努力を重ねることを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが毎日を自分らしくのびのびと成長していくことができるよう、子どもの権利を明確にし、すべての子どもの人権が尊重される地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に居住し、通勤し、又は通学する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいう。
- (4) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、通学する者並びに市内において活動を行う団体及び事業者をいう。

（基本理念）

第3条 すべての子どもは、一人の人間として、その人格及び個性が尊重され、権利が保障されなければならない。

- 2 すべての子どもは、いかなる場合でも、虐待、いじめ等の不当な扱いを受けることなく、人としての尊厳が守られなければならない。
- 3 すべての子どもは、自らの権利を自覚するとともに、他人を思いやり、お互いの権利を尊重しなければならない。
- 4 すべての子どもは、未来を担う大切な宝であり、社会全体で守り、育てなければならない。
- 5 すべての子どもは、子ども又はその家族の社会的身分、財産、地位等による差別を受けず、平等の権利を享有することが保障されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、子どもの権利を尊重し、子どもの健やかな成長のための支援に努めなければならない。

- 2 市は、社会全体で安心して子どもを育てられるよう、関係するあらゆる施策を通して、環境整備に努めなければならない。
- 3 市は、虐待及びいじめから子どもを守り、その置かれた状況に応じ、必要な支援に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、その言動が子どもの成長に様々な影響を与えることを認識し、子どもの健やかな成長のための環境づくりに努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、子どもの養育に第一義的な責任があることを自覚し、子どもを守り育てるよ

う努めなければならない。

2 保護者は、子どもと向き合い、子どもの気持ちや考えに耳を傾け、十分に対話するよう努めなければならない。

3 保護者は、子どもが家庭で安心して過ごせる環境を整えるよう努めなければならない。

(子どもの責務)

第7条 子どもは、自分を大切にするとともに、他人を大切にし、基本的な社会のルールを守るよう努めなければならない。

2 子どもは、いじめ及び差別を行ってはならない。また、いじめ及び差別がなくなるよう努めなければならない。

第2章 子どもにとって大切な権利

(生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) あらゆる危険から生命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。

(2) 愛情をもって育まれること。

(3) かけがえのない自分を大切にすること。

(4) 遊び、学び、及び休息すること。

(5) 健康的な生活を送ること。

(守り守られる権利)

第9条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られるために、次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 虐待、いじめ等から心身が守られること。

(2) 子ども又はその家族の性別、年齢、障がい、文化、国籍等による差別及び不当な不利益を受けないこと。

(3) 自分を守るために必要な情報及び知識を得ること。

(4) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。

(5) プライバシーが守られること。

(育つ権利)

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに成長するために、次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 個性及び他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

(2) 自分の考えを持ち、自由に表現すること。

(3) 自分に関係することを、適切な支援を受けて自分で決めること。

(4) 夢に向かって挑戦すること。

(5) 芸術、文化及びスポーツに触れ親しむこと。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自ら社会に参加するために、次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢又は成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 意見を表明し、又は参加するための適切な情報の提供が行われること。
- (4) 仲間と集い、共に社会に参加し、社会の一員として行動すること。

第3章 権利の保障

(市における権利の保障)

第12条 市は、保護者が安心して子育てができ、その責任を果たすことができる環境づくりに努めなければならない。

- 2 市は、虐待及びいじめを受けた子どもを迅速かつ適切な方法で保護し、生命の危険から救済する体制の整備に努めなければならない。

(家庭における権利の保障)

第13条 保護者は、子どもにとって家庭が生活の基礎となる場であることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

- 2 保護者は、虐待、養育放棄及び精神的苦痛を与える行為を行ってはならない。
- 3 保護者は、保護者の意見等を一方的に押し付けることなく、子どもの自主性を尊重しなければならない。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第14条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの人格形成ができる環境づくりに努めなければならない。

- 2 施設関係者は、子ども、保護者及び市民に施設の運営等に関する情報を提供し、意見を聴き、協力を受けるなど、開かれた施設となるよう努めなければならない。
- 3 施設関係者は、虐待又はいじめについての相談又は防止のために、関係機関等と連携しなければならない。

(地域における権利の保障)

第15条 市民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければならない。

- 2 市民は、地域において、子どもが安心して過ごすことができる安全な地域づくりに努めなければならない。
- 3 市民は、地域において、子どもが自分自身を守る力をつけることができるよう、必要な支援に努めなければならない。

第4章 施策の推進

(子どもの権利の普及)

第16条 市は、市民が子どもの権利について正しく学び、理解を深めることができるよう、その普及に努めなければならない。

2 市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもが自分の権利と他人の権利を正しく学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めなければならない。

(意見表明・参加の促進)

第17条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めなければならない。

2 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めなければならない。

3 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めなければならない。

(子どもの居場所づくりの推進)

第18条 市民は、子どもが安心して自由に遊び、活動し、又は豊かな人間関係を作り合うことができる居場所づくりに努めなければならない。

2 市は、前項の居場所づくりを支援し、その充実に努めなければならない。

(子育て支援の推進)

第19条 市は、市民が安心して子育てをするための必要な支援策を推進するものとする。

(虐待等防止対策の推進)

第20条 市は、施設関係者及び市民と連携を図りながら、子どもに対する虐待及びいじめの未然防止及び早期発見に努めなければならない。

2 子どもは、自らが虐待若しくはいじめを受けたとき又は虐待若しくはいじめを受けていると思われる他の子どもを発見したときは、市又は関係機関に相談又は通告することができる。

3 市民は、虐待又はいじめを受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市又は関係機関に相談又は通告することができる。

4 市は、関係機関と協力し、虐待又はいじめを受けた子どもに対し、迅速かつ適切な支援を行わなければならない。

第5章 権利の相談

(相談体制)

第21条 市は、子どもに関する相談を行う関係機関及び団体と連携を深め、子どもの育成に係る相談体制の充実に努めなければならない。

- 2 市は、市民がいつでも相談できる体制を整え、対応するよう努めなければならない。
- 3 市は、子どもの権利に関する相談体制を広く市民に周知するよう努めなければならない。

第6章 権利委員会

(権利委員会の設置)

第22条 子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、日光市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

- 2 権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問に応じ、又は必要があるときは自らの判断で、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
- 3 権利委員会は、子どもの権利に関する施策について、市長その他の執行機関に対し提言することができる。

(権利委員会の組織等)

第23条 権利委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体等から推薦を受けた者
 - (3) 市内に在住し、子どもの人権に高い関心と問題意識を有する者
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

日光市人権施策推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日光市人権尊重の社会づくり条例（平成25年日光市条例第5号）第6条第6項の規定に基づき、日光市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、健康福祉部人権・男女共同参画課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(附則)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

日光市人権施策推進審議会委員

No.	選出区分	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
1	有 識 者	川 田 美佐男	日光人権相談員	会 長
2	公 募	大 橋 礼 子		
3	公 募	福 田 一 夫		
4	団体推薦	渡 辺 恵 子	日光人権擁護委員協議会 監事	
5	団体推薦	川 村 万壽子	日光保護区保護司会 監事	副会長
6	団体推薦	堀 川 照 子	日光市更生保護女性会 副会長	
7	団体推薦	秋 山 栄	日光市女性団体連絡協議会	
8	団体推薦	岡 部 徳 雄	日光市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	
9	団体推薦	鷹 觜 信 明	日光市自治会連合会 副会長	
10	団体推薦	黒 圖 盛 男	日光市老人クラブ連合会 会長	
11	団体推薦	星 ゆき子	特定非営利活動法人 咲らん坊 理事長	
12	団体推薦	杉 江 秀 雄	日光市社会教育委員	
13	団体推薦	馬 場 和 子	日光市国際交流協会 イベント部会長	
14	団体推薦	君 島 一	日光市身体障がい者福祉連合会 会長	
15	団体推薦	平 田 光 男	日光市福祉ボランティア団体協議会 会長	

用語解説

あ行

いじめ防止対策推進法

平成 25（2013）年に施行。いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする法律。

H I V

ヒト免疫不全ウィルスのこと。H I Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。H I Vは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

S N S（ソーシャルネットワーク・システム）

インターネット上でコミュニティを形成し、利用者同士が様々な形でコミュニケーションできる会員サービスのことで、人と人との情報伝達を促進、支援するサービス。

N P O

非営利団体のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続きで法人格を付与すること等を目的とした特定非営利法人活動促進法（NPO 法）が平成 10（1998）年 12 月 1 日に施行された。

L G B T

女性の同性愛を表す Lesbian（レズビアン）、男性の同性愛を表す Gay（ゲイ）、両性愛を表す Bisexual（バイセクシュアル）、「からだ」と「心の性」の不一致等を意味する Transgender（トランスジェンダー）の頭文字をとった言葉です。

※日本の人口の約 7.6%が L G B T であるという調査結果が出ていることから、30 人の学級に対して 2～3 人に該当する。

か行

介護保険

平成 9（1997）年に制定された介護保険法に基づき、社会連帯を基本として、公的介護保険制度により介護サービスを提供しようとするもので、平成 12（2000）年から実施されている。

クォータ制

「クォータ Quota」は割り当て、分け前、分配の意味し、割り当て制ともいわれる社会的少数者差別の解消をめざす暫定的積極的差別是正措置（ポジティブ・アクション）の一つで、一定の人数や比率を割り当てる手法

ケアマネジメント

社会福祉援助技術の一形態。主に介護等の福祉分野で、サービスの利用者に対しアセスメント（課題分析）によってニーズを明確化し、地域に存在する様々な社会資源を活用したサービス計画を策定し、その継続的な実施状況の見守りと必要に応じた計画の見直しを行う一連の課程。

国際婦人年

女性の地位向上を目指す契機となるよう国連が提唱した年。昭和 50（1975）年。

子どもの居場所づくり事業

NPO 法人が運営する「居場所」において、養護に欠ける子どもたちや子育てに悩みを持つ母親の支援を行う。

子どもの貧困対策法(子どもの貧困対策の推進に関する法律)

平成 26（2014）年 1 月に施行。子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とした法律。

さ行

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成元（1989）年 11 月に国連総会で採択された条約。前文及び 54 条からなり、児童の意思表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護児童等の権利に関して包括的に規定している。我が国は、平成 6（1994）年 4 月に批准している。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

平成 28（2016）年 4 月に施行。障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

昭和 54（1979）年 12 月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を居住できる完全な男女平等を実現することを目的として、斬新的に措置を取ることが締結国に求められている。我が国は昭和 60（1985）年 6 月に批准している。

人権教育・啓発推進法（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）

平成 12（2000）年 12 月施行。人権擁護推進審議会の答申を受け、人権教育・啓発を推進することを目的とした法律。

人権教育のための国連 10 年

平成 6（1994）年の第 49 回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間で「人権教育のための国連 10 年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められていました。これを受けて、国に

おいては、平成 9（1995）年 7 月には、国内行動計画を策定。

ストーカー（行為）

つきまとい等（特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上のその人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める類型の行為をすること）を反復してすること。

スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医など、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者を中学校に配置し、児童生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行います。

性的指向

性的指向とは、どのような性別を恋愛や性愛の対象とすること。

性同一性障害

反対の性に対する同一感と、自分の性に対する不快感及び性役割に対する不適切感が、強く持続している障害。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人についての契約の締結等を代わりに行う代理人をなどを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

世界人権宣言

昭和 23（1948）年 12 月の国連第 3 回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由の他に経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反し不快にさせる性的な発言や

行動、働きかけのこと

ソーシャルインクルージョン

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

た行

男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

昭和 60 (1985) 年に施行。職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行なってはいけないとする法律。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会。

デマンドバス

デマンド対応型交通 (Demand Responsive Transport: DRT) 方式のバス。

決められた停留所や路線を運行する路線バスと違い、利用者が希望する乗降場所や時刻などの要求(デマンド)に応じて、乗り合い方式で運行する。過疎によって路線バスが廃止された後の交通手段とされるケースが多い。

同和対策事業特別措置法

昭和 44 (1969) 年に施行。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与する事を目標とした。

DV (ドメスティック・バイオレンス)

夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為(暴力その他心身に有害な影響を及ぼす行動をいう。)と定義している。

な行

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、地域で暮らす認知症の人や家族を手助けする人のこと。養成講座を受ければ誰でもなることが出来る。厚生労働省が平成 17 (2005) 年から始めている「認知症を知り地域をつくる 10 ヶ年」構想の一環として推進しており、認知症サポーターには「認知症の人を支援します」という意思を示す目印となるブレスレット(オレンジリング)が、全国キャラバンメイト連絡協議会から贈られる。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが、知的障害の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉のための重要な理念。障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は行

ハローワーク

正式名称は『公共職業安定所』。職業安定法に基づき、職業紹介、指導、失業給付などをすべて無料で手掛ける国の行政機関。

部落差別解消法(部落差別の解消の推進に関する法律)

平成 28 (2016) 年 12 月に施行。現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進することを目的とした法律。

パワーハラスメント

仕事上の立場を利用し、執拗な叱責や陰湿ないじめを繰り返し、相手を精神的に追い込んでいくこと。

ハンセン病

明治6（1873）年にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

福祉活動を行うものと密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員が充てられる。

風評被害

根拠のない噂等のために受ける被害。特に、事件や事故が発生した際、不適切な報道がなされたために、本来は無関係であるはずの人々や団体、産業までもが損害を受けること。

ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的敵意の解消に向けた取組の推進に関する法律）

平成28（2016）年6月施行。日本に居住している外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するような言動の解消に取り組むことを定めた法律。

ホスピタリティー

お互いを思いやり、手厚くもてなすこと、歓待。

ホームレス

狭義には様々な理由により定まった住居を持たず、公園・路上を生活の場とする人々。

ま行**マイノリティ**

「少数」や「少数派」を意味します。

マタニティハラスメント（マタハラ）

出産、妊娠、育児休暇などを理由として、女性労働者に対して解雇、雇い止め、降格などの不利益な取り扱いを行うこと。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行うとともに、社会福祉業者や社会

第２次日光市人権施策推進基本計画 策定経過

日 時	会 議 等	備 考
H29/5/12	日光市人権施策推進本部幹事会	・ 骨子案の協議
H29/5/26	部長会議	・ 骨子案の協議
H29/6/1	日光市人権施策推進本部会議	・ 骨子案の決定
H29/6/1～ H29/6/30	人権に関する実態調査の実施	
H29/10/16	日光市人権施策推進審議会	・ 計画策定の報告
H29/11/1 ～ H29/11/8	団体ヒアリングの実施	
H29/11/14	日光市人権施策推進本部幹事会	・ 計画素案の協議
H29/11/28	部長会議	・ 計画素案の協議
H29/12/8	日光市人権施策推進本部会議	・ 計画素案の決定
H29/12/18	議員全員協議会	・ 計画原案の報告
H29/12/25 ～ H30/1/26	パブリックコメントの実施	
H30/1/12	日光市人権施策推進審議会	・ 計画原案の諮問
H30/1/18	日光市人権施策推進審議会	・ 計画原案に対する答申
H30/2/14	日光市人権施策推進本部幹事会	・ 計画最終原案の協議
H30/2/22	部長会議	・ 計画最終原案の協議
H30/3/8	日光市人権施策推進本部会議	・ 計画最終原案の決定
H30/3/23	議員全員協議会	・ 最終計画の報告

